

## 正副理事長・理事会議次第

日 時 平成 28 年 12 月 2 日(金)13 : 00  
場 所 県社会福祉会館 4 階 第 3 研修室

開 会

1 理事長挨拶

2 議題

- (1) 平成 28 年度保育園利用者相談室第 2 回研修会の開催について
- (2) 「保育の日前夜祭」について
- (3) その他

3 報告事項

- (1) 全保協情報
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

## 12月企画運営委員会次第

日 時 平成28年12月2日(金)14:30～  
場 所 県社会福祉会館 4階 第3研修室

### 開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 平成28年度保育園利用者相談室第2回研修会の開催について
  - (2) 「保育の日前夜祭」について
  - (3) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 16-34,35,36,37,38,39,40,41
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

### 閉 会

※12月企画運営委員会(予定)

平成29年1月12日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第2会議室

## 平成 28 年度第 2 回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成 29 年 1 月 23 日 (月)  
13 時 30 分から 16 時 30 分まで

3 会場 「神奈川県民ホール 6 階大会議室」  
横浜市中区山下町 3-1 Tel 045-662-5901  
・みなとみらい線「日本大通り」駅 3 番出口から徒歩 6 分  
・JR・市営地下鉄「関内」駅から徒歩 15 分

### 4 研修内容及び助言者

(1) 研修内容 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。

その発表内容について、第三者委員の先生が指導・助言を行う。

(2) 助言者 第三者委員

草光 純二 先生	社会福祉法人幸保園理事長
祖父江照男 先生	神奈川県民生委員児童委員協議会理事
新保 幸男 先生	神奈川県立保健福祉大学教授
宮田 丈乃 先生	神奈川県保育会副理事長
小川 晃 先生	社会福祉法人松林保育園理事長

(3) タイムスケジュール(予定)

13:00 受付  
13:30 主催者挨拶、オリエンテーション  
13:40 開会・グループ討議  
15:00 休憩  
15:10 グループ発表  
16:00 総評とまとめ  
16:30 閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は有料  
(1人につき3,000円を徴収いたします。)

「苦情受付担当職員以外でも、保護者と直接対応する中堅・若手職員のご参加も可能ですので、奮ってご参加ください。」

- ・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三(はぎわら けいぞう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定員 120名程度

- 6 申込方法 平成29年1月11日(水)までに別紙申込書により、Fax(045-311-1837)にてお申し込みください。



神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

## 相談室研修会参加申込書(29.1.23)

市町村名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

## ♪コンサートプログラム♪

### 曲目

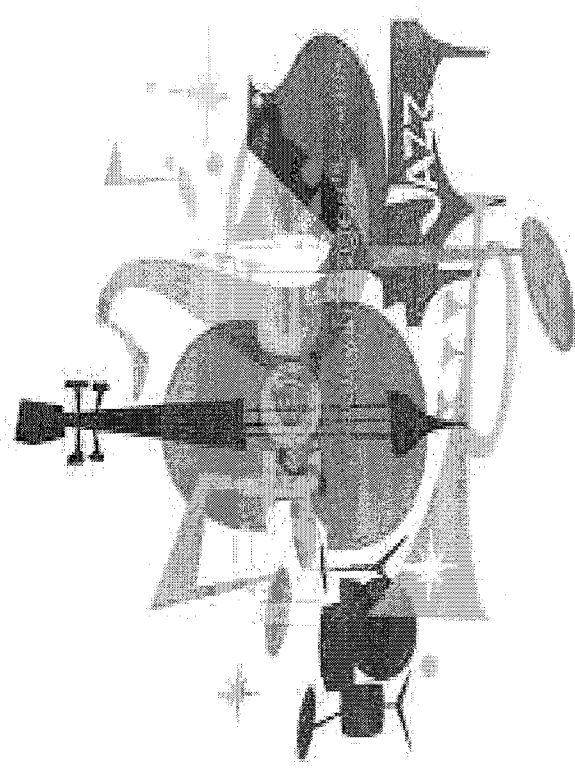
- 1 茶色の小瓶
- 2 ウィンターワンダーランド
- 3 コンドルは飛んでいく
- 4 情熱大陸
- 5 聖者の行進
- 6 モーニン
- 7 テキーラ

### 出演者 しろくま楽団 プロフィール

しろくま楽団は、国立音大作曲学科出身の木崎二朗さんが、生演奏の音楽を手軽に楽しんでもらうことを目標に立ち上げたグループです。木崎さんは、中学校音楽教諭として32年の職歴がありますが、それ以前にジャズミュージシャンとして活動していました。あの「綾小路さきまろ」とも1年以上一緒にステージに上がっていました。ベースの三浦哲男さんは、海外のジャズミュージシャンとの共演が多く木崎さんとは40年を超える仲間です。ドラムの長谷川明彦さんは、ニューヨークで10年にわたりジャズ生活をしてきた本場の空気感をもつ演奏家です。サックスの高橋康廣さんは、ビッグバンドジャズを中心に紅白などにもずっと出演していました。このような多彩なメンバーで構成されたしろくま楽団は、保育園児から高齢者まで大人気の楽団です。

# 平成28年度 第39回

## 保育の日前夜祭



平成28年12月2日(金)

午後5時30分 開会

横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ

一般社団法人 神奈川県保育会

第 次

受賞者の皆様

5:30

開 会

☆ 神奈川県保育賞

主催者あいさつ

藤 沢 市	二 葉 保 育 園	秋 木 田	森 木 田	様
横 須 賀 市	長 井 婦 人 会 保 育 園	鈴 富 和	百 合 弘	あ 枝 美 様
鎌 倉 市	岩 瀬 保 育 園			
愛 川 町	高 峰 保 育 園			

5:35

花 束 贈 呈

☆ 叙 勲

- 保育賞受賞者
- 叙勲受章者
- 厚生労働大臣表彰受賞者
- 厚生労働大臣感謝状受賞

横 須 賀 市	長 井 婦 人 会 保 育 園	宮 平 鈴	田 野 木	乃 子 恵 様
平 塚 市	元 八 幡 保 育 園			
平 塚 市	元 夕 陽 ケ 丘 保 育 園			

☆ 厚生労働大臣表彰

伊 勢 原 市	比 々 多 保 育 園	佐 藤	藤 森	千 鶴 子 弓 様
小 田 原 市	上 府 中 保 育 園			

5:55

お 祝 い の こ と ば

☆ 厚生労働大臣感謝状

来 賓 紹 介

横 須 賀 市	富 士 保 育 園	久 大 石 鈴 館 遠 川 小	場 芝 田 木 田 藤 口 澤	子 枝 子 生 佐 子 子 子 様
横 須 賀 市	衣 笠 保 育 園			
茅 ヶ 崎 市	青 和 保 育 園			
小 田 原 市	荻 窪 保 育 園			
小 田 原 市	春 華 保 育 園			
南 足 柄 市	華 陵 保 育 園			
小 田 原 市	荻 窪 保 育 園			
茅 ヶ 崎 市	松 林 保 育 園			

6:15

演 奏

6:45

懇 談 会

8:00

閉 会

☆ 全国保育協議会会長表彰

座 間 市	相 模 が 丘 西 保 育 園	安 山 原 都 笹	齊 田 田 築 野	和 早 由 顕 つ り 恵 苗 美 道 子 様
愛 川 町	田 代 保 育 園			
茅 ヶ 崎 市	西 久 保 育 園			
小 田 原 市	山 王 保 育 園			
綾 瀬 市	吉 岡 保 育 園			

平成 28 年 11 月 28 日

企画運営委員各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三  
神奈川県保育士会  
会 長 飯塚 裕子

新年懇親会へのご出席について（依頼）

今年も残り少なくなってきましたが、あなた様におかれましては、ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県保育会では、1月の企画運営委員会終了後、県保育士会との合同による新年懇親会を、次の通り開催することといたしましたので、何かとご多忙のところ大変恐縮に存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、会場準備の都合もございますので、別紙様式により出欠のご連絡を12月22日（木）までに、事務局あてにFAXにてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 29 年 1 月 12 日（木） 17:30～  
2 会 場 ホテルプラム 3 階 「ジョルジュサンク WEST」  
横浜市西区北幸 2-9-1 TEL045-314-3111

3 出席予定者

- ・県保育会企画運営委員（正副理事長、理事、地区代表委員等）
- ・県保育士会役員（正副会長、地区代表委員）
- ・神奈川県、神奈川県社会福祉協議会の保育関係者

- 4 参加費 5,000円

（連絡先 一般社団法人神奈川県保育会事務局）  
TEL 045-311-8754

F A X 送 信 用

一般社団法人神奈川県保育会行き

F A X 0 4 5 - 3 1 1 - 1 8 3 7

平成 29 年 1 月 12 日 (木) の新年懇親会の出欠について

(出席、欠席のどちらかに○印をお願いいたします)

出 席

欠 席

平成 年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

ご芳名 \_\_\_\_\_

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・平成28年度第二次補正予算案（保育対策関係）について……………1
- ・平成29年度保育対策関係予算概算要求が示される……………4
- ・平成29年度税制改正要望（子ども・子育て関連）が示される……………5

## 平成28年度第二次補正予算案（保育対策関係）について

去る平成28年8月厚生労働省から示された平成28年度第二次補正予算案は、平成28年10月11日、政府案どおり成立しました。

平成28年度第二次補正予算の保育対策関係予算は544億円です。保育園等の整備の推進、保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等、認可外保育施設における事故防止等の推進の3項目にわたる内容について、基本的考え方が以下の通り示されています。

- 保育の受け皿拡大の加速化（平成29年度分の前倒し）を図るため、市町村が実施する保育園等の整備に要する費用について、補助を行う。
- 保育園等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。
- 保育士の確保が特に困難な地域において、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増（20万円⇒40万円）する。
- 未就学児のいる保育士の割合が多い施設において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（1名⇒2名）できるよう保育補助者雇上支援を拡充する。
- 保育園等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部について貸付を行う。
- 認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策のためのカメラの設置等の費用について、補助を行う。

それぞれの項目の詳細については、以下の通りです。

### 1 保育園等の整備の推進

保育の受け皿拡大の加速化（平成29年度分の前倒し）を図るため、市町村が実施する保育園等の整備に要する費用について、補助を行う。

また、保育園等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。

## 保育所等の整備支援

42,691百万円

保育所等整備交付金

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、保育所等整備交付金により交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力的に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

また、施設の防犯対策を強化する観点から、フェンス等外構等の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等を進める。

### ・ 保育所等整備交付金

保育所緊急整備事業

小規模保育整備事業

防犯対策強化事業【新規】

補助率国1/2、市町村1/4、設置主体1/4

※ 保育所緊急整備事業及び小規模保育整備事業について、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、国2/3、市町村1/12、設置主体1/4

## 2 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等

保育士の確保が特に困難な地域における潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の倍増、未就学児のいる保育士の割合が多い保育園等における保育補助者雇上げの更なる支援、保育園等に勤務する保育士へのファミリー・サポート・センターの利用料など、潜在保育士の再就職支援や保育士の業務負担軽減等による就業継続支援を図る。

### 1. 潜在保育士の再就職支援の促進

2,917百万円

保育対策総合支援事業費補助金

有効求人倍率の高い地域や被災地域など、保育士の確保が特に困難な地域において、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増（20万円→40万円）する。

### ・ 保育士修学資金貸付等事業（潜在保育士の再就職支援事業）【拡充】

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】 就職準備金40万円（1回を限度）

※貸付額を20万円から40万円に倍増

【返還免除】 当該潜在保育士が当該保育園等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

### 2. 保育士の業務負担軽減

5,060百万円

保育対策総合支援事業費補助金

未就学児のいる保育士の割合が多い施設において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（1名→2名）できるように保育補助者雇上支援を拡充する。

・保育士修学資金貸付等事業（保育補助者雇上支援事業）【拡充】

【補助率】国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】保育補助者（短時間勤務）に係る賃金  
（最高2,215千円（年額））

※1名→2名に拡充

【返還免除】保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除

### 3. 保育士の離職防止に向けた取組

3,222百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育園等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部について貸付を行う。

・保育士修学資金貸付等事業（未就学児のいる保育士の子どもの預かり支援事業）【新規】

【補助率】国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の半額

【返還免除】当該保育士が当該保育園等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

## 3 認可外保育施設における事故防止等の推進

認可外保育施設については、毎年、認可の施設・事業に比べ死亡事故の報告件数が多いこと、また、施設の防犯対策を強化する観点から、認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のためのカメラの設置等、認可外保育施設での事故予防・防犯対策に必要な費用を支援する。

### 認可外保育施設における事故防止等の推進

512百万円

保育対策総合支援事業費補助金

認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策のためのカメラの設置等の費用について、補助を行う。

・認可外保育施設事故防止等推進事業【新規】

・補助率国3/4、都道府県又は市町村1/4



# 平成29年度保育対策関係予算概算要求について

去る平成28年8月、厚生労働省は平成29年度予算の概算要求をまとめました。一般会計の総額は31兆1,217億円の要求額となり、平成28年度当初予算との比較では、2.7%伸びて、8,108億円の増となりました。

平成29年度保育対策関係予算概算要求額は1,060億円です。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成28年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討するとされ、また、保育士等の更なる処遇改善として、保育人材確保のため、「ニッポン一億総活躍プラン」、「未来への投資を実現する経済政策」（平成28年8月2日閣議決定）等に盛り込まれた保育士等の処遇改善の実現を含め検討を行い、必要な対応を行うとしています。

加えて、企業主導型保育事業の着実な実施として、平成29年度末までの待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援法改正法に基づく企業主導型保育事業を着実に実施し、最大5万人分の保育の受け皿を確保するとしています（824,527百万円＋事項要求772,378百万円）。

平成29年度保育対策関係予算の基本的考え方は、次のとおりです。

（平成28年度予算） （平成29年度概算要求）

987億円 → 1,060億円【厚生労働省予算】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る
- 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入や保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置を支援
- 必要となる保育人材を確保するための宿舍借り上げ支援の拡充、市町村における人材確保の取組の支援、離職者の再就職支援の強化を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 保育園等における事故防止のための研修や巡回指導により、安心かつ安全な保育の実施を支援

（注）子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成28年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。

平成29年度保育対策関係予算の概要及び各項目の内容は、別添をご参照ください。

## 【別添】

○平成29年度保育対策関係予算概算要求の概要

○平成29年度予算概算要求保育対策関係予算の概要（参考資料）

# 平成 29 年度税制改正要望（子ども・子育て関連）が示される

去る平成 28 年 8 月、平成 29 年度税制改正要望が示されました。「少子化対策の推進」及び「子供の貧困対策の推進」に関する事項等について、内閣府・厚生労働省・文部科学省により要望されています。要望事項の内容については、それぞれ以下の通りです。

## 平成 29 年度税制改正要望（子ども・子育て関連）

### 1. 少子化対策の推進

①～略～

②保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置〔新設・拡充〕

#### 要望内容

- ・ 保育所等の整備に当たり近隣住民の反対が起きるといった事例も生じ、土地の確保を円滑にすること等により保育所等の整備が促進されるよう、全国知事会や全国市長会からも土地利用等に関する税制優遇を求める声が上がっている。
- ・ これを受けて、保育所等の敷地として貸与されている土地を相続した場合又は贈与を受けた場合において、その後も当該土地を引き続き一定期間保育所等に貸与することを要件に、相続税・贈与税を非課税とすることを要望する。

＜内閣府、厚生労働省、文部科学省による共同要望＞

③子育て支援に係る税制上の措置の検討〔新設〕

#### 要望内容

子育て支援に係る税制上の措

置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

＜内閣府＞

④子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設〔新設〕

#### 要望内容

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずるもの。

＜内閣府、厚生労働省による共同要望＞

### 2. 子供の貧困対策の推進

①教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充〔拡充〕

#### 要望内容

孫等に教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、貧困の状況にある子供に贈与した場合には、孫等に限らず、贈与税を非課税とするよう拡充する。

＜内閣府、厚生労働省、文部科学省、金融庁による共同要望＞

※主な関連事項を全保協事務局で抜粋。

各府省庁からの要望事項は、財務省ホームページからご覧いただくことができます。

○[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2017/request/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/index.htm)

# 平成29年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成28年度予算) (平成29年度概算要求)

987億円 → 1,060億円【厚生労働省予算】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る
- 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入や保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置を支援
- 必要となる保育人材を確保するための宿舍借り上げ支援の拡充、市町村における人材確保の取組の支援、離職者の再就職支援の強化を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 保育園等における事故防止のための研修や巡回指導により、安心かつ安全な保育の実施を支援

(注) 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成28年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。

## 1 待機児童の解消等に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、保育園への入園が円滑に進むよう、0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入や保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援を図る。

併せて、保育の受け皿の拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、宿舍借り上げ支援を拡充するとともに、市町村における人材確保の取組の支援や離職者の再就職支援の強化を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進する。

さらに、保育園等における事故防止のための研修や巡回指導により、安心かつ安全な保育の実施を支援する。

①保育の受け皿拡大(一部推進枠) 69,121百万円(70,887百万円)

○保育園等の整備の推進(一部推進枠) 56,661百万円(53,447百万円)  
保育所等整備交付金  
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）して、保育所等の整備を推進する。

- ・ 保育所緊急整備事業（※）
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業（※）
- ・ 保育所等防音壁設置事業
- ・ 民有地マッチング事業（「地域連携コーディネーター」の配置等）

※ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる保育所等の整備を推進するための経費及び「地域連携コーディネーター」の配置に必要な経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。（11,060百万円）

#### ○保育園等改修費支援（一部推進枠）

11,756百万円（17,295百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）（※）による保育園や小規模保育等の設置を促進する。

- ・ 賃貸物件による保育所改修費等支援事業（※）
- ・ 小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・ 認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・ 家庭的保育改修費等支援事業（※）

※ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる小規模保育等の設置を促進するための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。（2,870百万円）

#### ○賃貸方式による小規模保育等の推進（一部推進枠）

704百万円（145百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育所や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育所や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育所について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。

- ・ 保育所設置促進事業
- ・ 都市部における保育所への賃借料支援事業【新規】

※ 都市部における保育所への賃借料支援のための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。（550百万円）

## ②多様な保育サービスの充実（推進枠）

5,985百万円【新規要求】  
保育対策総合支援事業費補助金

0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入を支援する。

また、3歳児以降の継続的な保育サービス確保のため、3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等を支援する。

- ・サテライト型小規模保育事業【新規】
- ・保育サービス利用支援事業（予約制）【新規】
- ・保育サービス利用支援事業（延長保育多様化）【新規】
- ・小規模多機能型保育サービス事業【新規】
- ・医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】

※ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援、「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援、小規模多機能型保育サービスの推進、医療的ケア児に対する支援に係る経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。（5,985百万円）

## ③保育人材確保のための総合的な対策（一部推進枠）21,210百万円（20,578百万円）

保育対策総合支援事業費補助金  
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象要件（保育園等に採用されてから5年間）の拡大、市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援するなど、保育人材確保対策の充実を図る。

また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

### ○保育士確保対策

- ・保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ・保育体制強化事業
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・保育人材就職支援事業【新規】

### ○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ・保育士資格取得支援事業
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ・保育士試験追加実施支援事業
- ・保育士試験による資格取得支援事業
- ・保育補助者雇上強化事業
- ・若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・保育所等における業務集約化推進事業【新規】

○保育士の質の向上と保育人材確保ための研修

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・保育所保育士研修等事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習
- ・保育実習指導者に対する講習

※ 「保育士宿舍借り上げ支援事業」の拡充や市町村における保育人材確保への支援など、更なる保育人材確保に向けた支援に係る経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。(2,404百万円)

④安心かつ安全な保育の実施への支援（推進枠）

3,244百万円【新規要求】

保育対策総合支援事業費補助金

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する。

- ・保育所等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ・保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

※ 保育園等での事故防止のための支援に係る経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。(3,244百万円)

⑤認可を目指す認可外保育施設への支援（厚労省分）

1,060百万円（1,034百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

認可外保育施設が認可保育所等へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

- ・認可化移行調査費等支援事業
- ・認可化移行移転費等支援事業

⑥事業所内保育施設への支援

2,368百万円（4,061百万円）

労働保険特別会計

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

⑦企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス

※内閣府で要求

事待機児童解消加速化プランに基づき、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大等を支援する。

- ・企業主導型保育事業  
休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育サービスの提供を可能とした事業所内保育の設置を促進する。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

## 2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

### ①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

※内閣府で要求

#### ○子どものための教育・保育給付

※内閣府で要求

##### ① 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

##### ② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※ 平成29年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。

#### ○地域子ども・子育て支援事業

※内閣府で要求

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

##### ① 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

##### ② 延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

③ 病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

④ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

⑤ その他（多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業）

※ 平成29年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。

○認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）

※内閣府で要求

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。また、地方単独保育施設に対し、子ども1人当たり20,000円を上乗せ補助し、利用者の保育料の負担を軽減する。

- ・認可化移行運営費支援事業
- ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

※ 平成29年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。

③ 保育士等の処遇改善

※内閣府で要求

2%相当の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、4万円程度の追加的な処遇改善を実施することについては、予算編成過程で検討する。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実（社会保障の充実）

○ 量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

○ 質の向上

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現のため質の向上に向けた取組を実施する。



### 3 その他の保育の推進

#### 1. 事故情報の集約・事後検証等 5百万円 ( 5百万円)

保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。

#### 2. 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務 8百万円 ( 8百万円)

子どもの預かりサービスの安全性を確保するため、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。

#### 3. 「保育専門調査官」の配置 7百万円【新規要求】

保育所保育指針の改定を踏まえ、当該改定の周知を行う平成29年度において、改定内容の普及啓発並びに保育に関する指導、助言及び調査を行うことを目的として、「保育専門調査官」を配置する。

#### 4. 子育て支援員研修 636百万円 ( 654百万円) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

#### 5. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進 312百万円 ( 301百万円)

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

#### 6. その他 2,056百万円 (1,092百万円) 保育対策総合支援事業費補助金等

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部を補助する事業、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業、市町村域内における保育需給のミスマッチを解消するため、利便性の良い場所に設置する送迎センターにおいて、送迎バス等による児童の送迎に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。

# 平成29年度予算概算要求保育対策関係予算の概要 (参考資料)

# 保育所等整備交付金

(平成28年度予算) (平成29年度要求)

534.2億円 → 564.0億円【うち推進枠：108.3億円】

## 【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

## 【対象事業】

- ・ 保育所緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育所防音壁設置事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【補助率】 1／2（待機児童解消加速化プランに参加する場合は2／3）

# 保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算：389.6億円 → 平成29年度要求：450.6億円【うち推進枠：152.8億円】

## 【事業内容】

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 【対象事業】

### I 保育士確保対策 200億円（194億円）

- ① 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】
- ② 保育士資格取得支援事業
- ③ 保育士宿舍借りの上げ支援事業【拡充】
- ④ 保育体制強化事業
- ⑤ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑧ 保育補助者雇上強化事業
- ⑨ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪ 保育所等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫ 保育人材就職支援事業【新規】

### II その他事業 126億円（22億円）

- ① 民有地マツチンク事業【拡充】
- ② 認可化移行調査費等支援事業
- ③ 認可化移行移転費等支援事業
- ④ 広域的保育所等利用事業
- ⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥ 保育環境改善事業
- ⑦ 家庭支援推進保育事業
- ⑧ サラライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨ 保育サービズ利用支援事業（予約制）【新規】
- ⑩ 保育サービズ利用支援事業（延長保育多様化）【新規】
- ⑪ 医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑫ 保育所等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑬ 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

### III 小規模保育等の改修等 125億円（174億円）

- ① 保育所等改修費等支援事業
- ② 保育所設置促進事業
- ③ 都市部における保育所への賃借料支援事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

### 【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

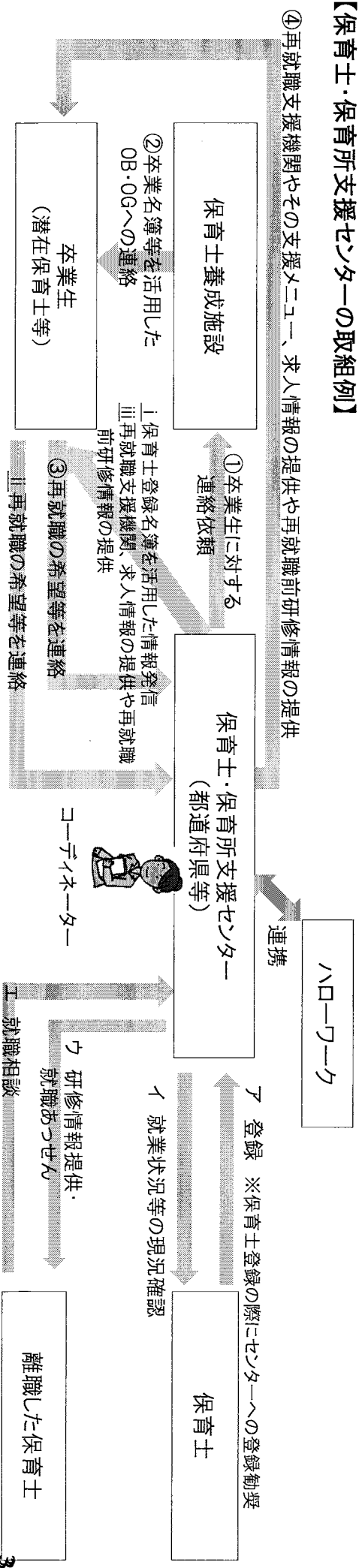
### 【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

### 【保育士・保育所支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
  - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育所に対する取組
  - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
  - ・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
  - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
  - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

### 【保育士・保育所支援センターの取組例】



## 保育士宿舎借り上げ支援事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

### 【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

### 【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

### 【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を撤廃し、採用から6年目以降の保育士についても、事業の対象とする。

### 【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育所等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育所等の設置者1/4

### 【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

# 保育人材就職支援事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

## 【概要】

保育人材確保のため、市町村が行う潜在保育士の再就職支援や新卒の人材確保、就職継続支援に関する事業に要する費用の一部を補助する。

＜市町村における人材確保に関する事業の例＞

### ○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催、人材情報サイトの開設等）
- ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

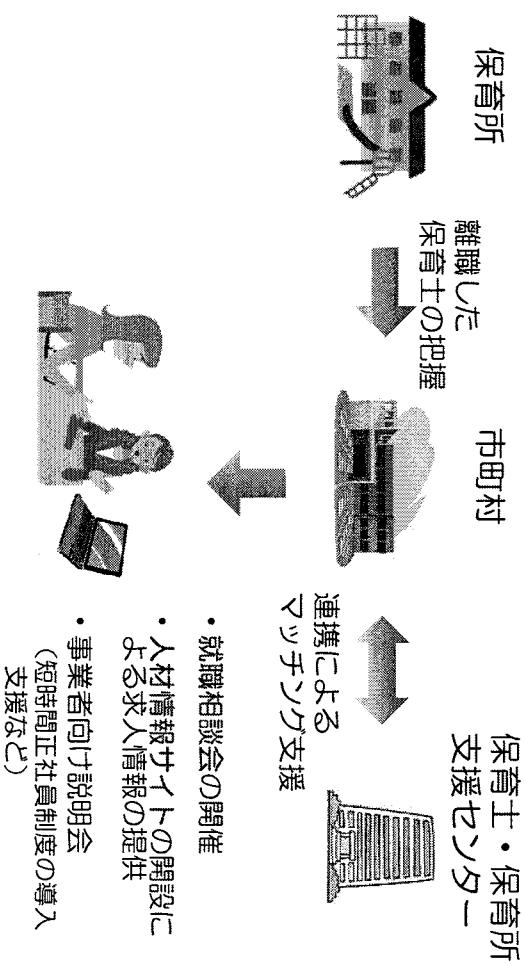
### ○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・保育士養成施設の学生に対するインターシップや保育所見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験
- ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

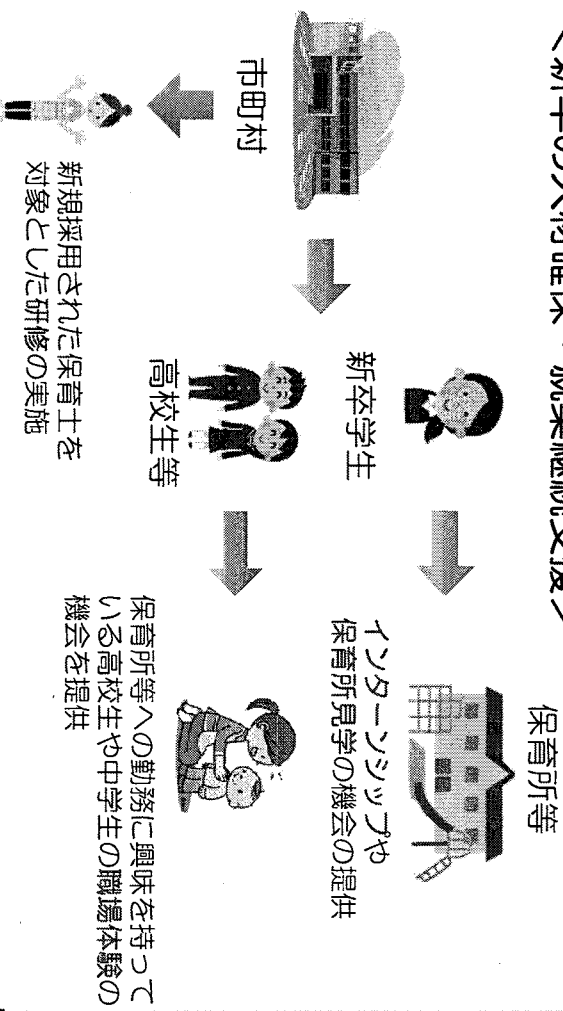
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

## ＜潜在保育士の再就職支援＞



## ＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



## 民有地マッチング事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

### 【事業概要】

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

### 【実施主体】

都道府県、市区町村

### 【要求(拡充)内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育所等にコーデイネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

### 【補助率】

国 1/2 都道府県 1/2

※市区町村が実施する場合は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

### 【補助額】

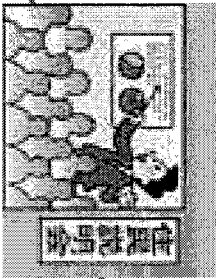
コーデイネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円



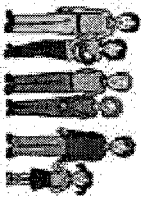
# 地域連携コーディネーターの機能強化

○ 保育所等の設置の際の地域住民との合意形成、保育所等設置後における3歳児の保育所等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育所等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

## 開所前



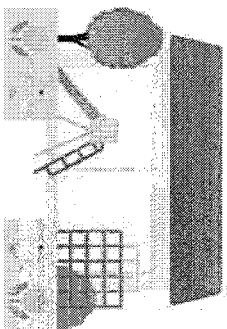
住民説明会の開催



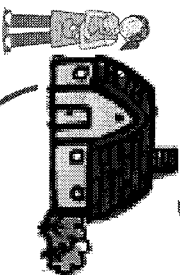
住民との調整・合意形成

- **保育所設置に向けた地域住民との調整・合意形成**
- 保育所・自治体間の連携 など

## 【保育所等】



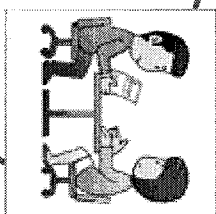
## 開所後



3歳児の保育所等への接続

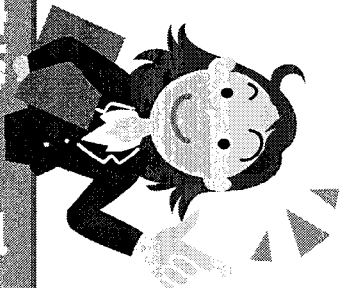


地域活動への参加



保護者等への相談援助

- 3歳児の保育所等への接続支援
- 地域活動への参加
- 保護者等への相談援助 など



## 地域連携コーディネーター

自治体・保育所等に配置（民間事業者への委託も可）

## 保育環境改善事業

拡充

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

### 【事業概要】

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育(体調不良時対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

### 【実施主体】

都道府県、市区町村

### 【要求(拡充)内容】

保育環境改善事業を拡充し、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するために必要な改修費を補助対象とする。

### 【補助率】

国 1/3 都道府県 1/3 市区町村 1/3

※指定都市、中核市が実施する場合は 国1/3、指定都市・中核市2/3

※緊急一時預かりを実施するために必要な改修を行う場合は 国1/2、市区町村1/2

### 【補助額】

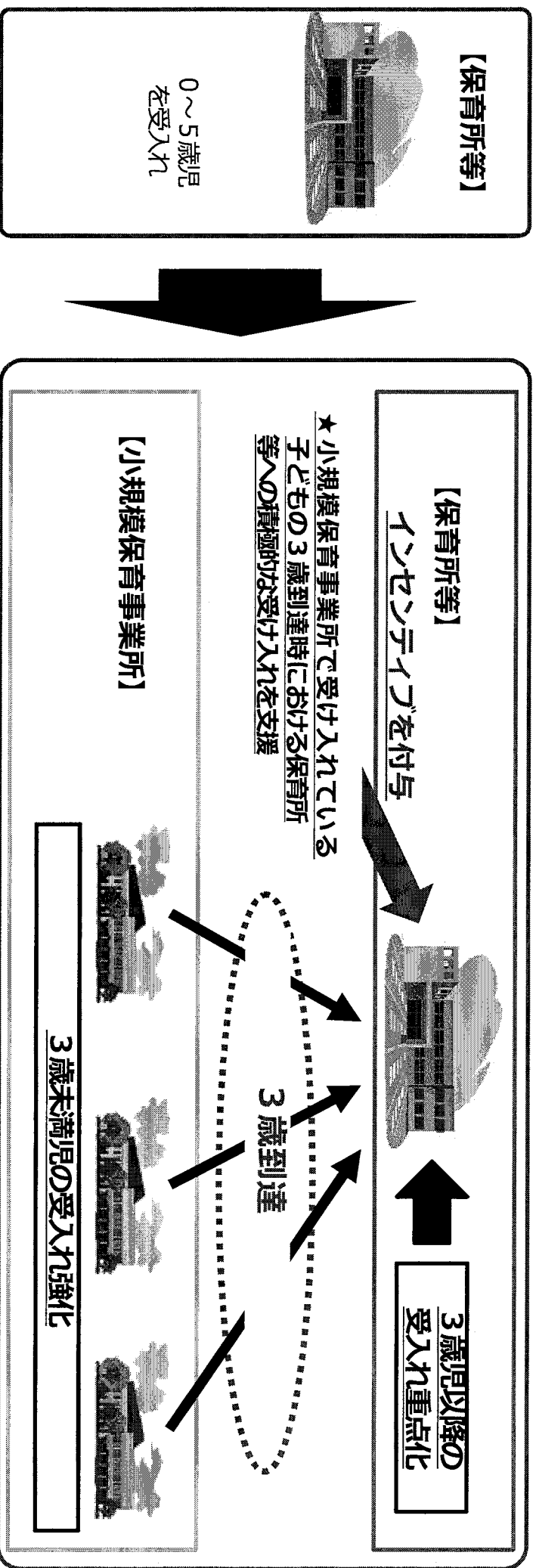
1施設当たり 32,000千円

# サテライト型小規模保育事業の創設

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育所等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育所等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的にを行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育所等にインセンティブを付与する。



【実施主体】 市区町村(都道府県への間接補助)

【補助率】 国 1/2 地方 1/2

# 保育サービス利用支援事業(予約制)

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

## 【事業内容】

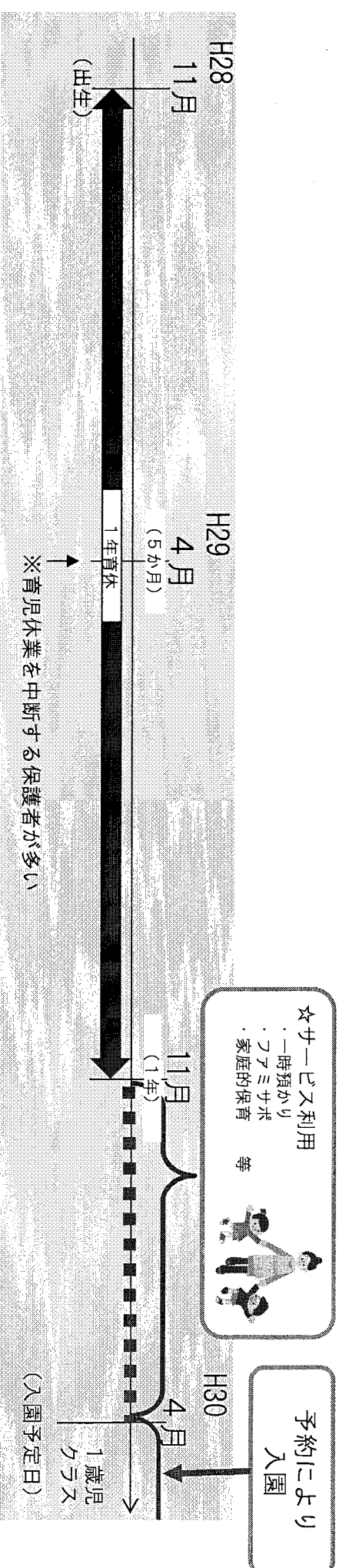
0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育所に入所できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育所に入所する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】 市町村

【補助率】 国：1/2 市町村 1/2

## 1. 育児明けから4月までの代替サービスの利用支援



## 2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

# 保育サービス利用支援事業(延長保育多様化)

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

## 【事業内容】

家庭的保育、ファミリー・サポート・センター事業等を活用し、延長保育を含めた通常保育終了後の保育サービスの拡大を図り、保護者の多様な就業形態に応じた保育サービスを提供する。

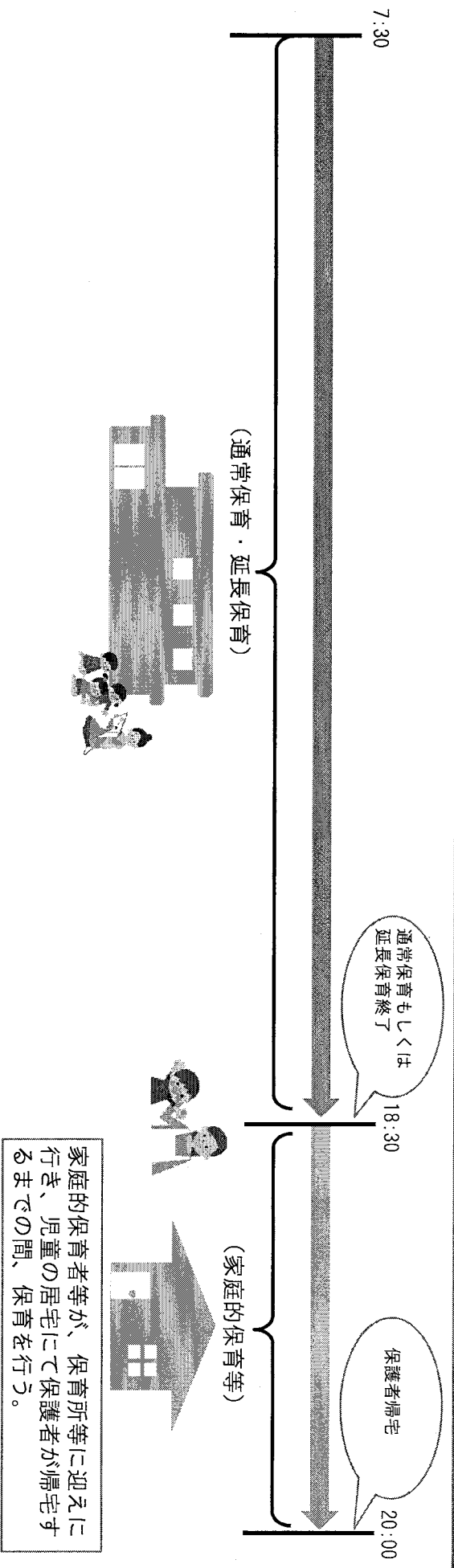
⇒ 保育所等における通常保育終了後、家庭的保育者やファミリー・サポート・センター事業の提供会員等が保育所等に迎えに行き、保護者の代わりに保育を行うサービスを提供。

## 【実施主体】

市町村

## 【補助率】

国：1／2 市町村 1／2



効果 ↓ 保育所の保育時間と必要とする保育時間とのミスマッチをなくし、様々な就業形態に応じた保育サービスの利用を促す。

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

### 【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望される場合に、受け入れることができる保育所の体制の整備を行う。

#### 医療的ケア児とは

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

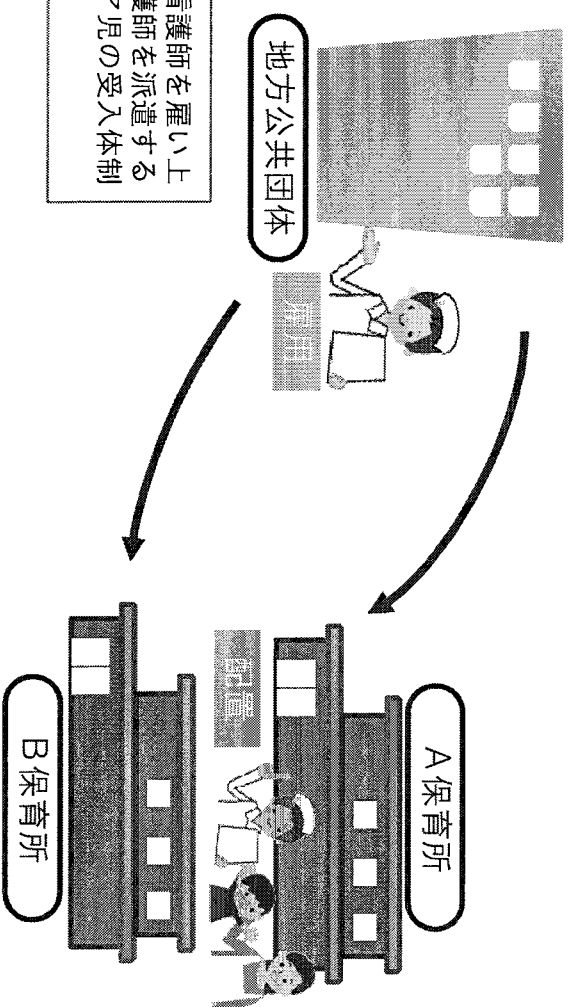
- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。(当該研修に係る代替職員の配置等)
- ・ 医療的ケア児受け入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

### 【実施主体】

都道府県・市町村

### 【補助率】

国：1／2 都道府県 1／2 \*市区町村が実施する場合は国 1／2 都道府県 1／4 市区町村 1／4



地方公共団体において看護師を雇い上げ、保育所に対して看護師を派遣することにより、医療的ケア児の受け入れ体制を整える。



# 保育所等の事故防止の取組強化事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

## 1 背景

○子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第32条、第50条)  
 ○平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

## 2 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論  
 ①重大事故の情報の集約のあり方 ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方 ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

## 3 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ  
 報告様式を定め、報告期限の日安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知  
 ・公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報報告を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

## 4 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ  
 ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)  
 ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方  
 ・事故の再発防止のための事後的な検証  
 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証  
 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者等に周知  
 ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について  
 ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

## ○新たな取組(保育所等の事故防止の取組強化)

◎保育所や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行う。

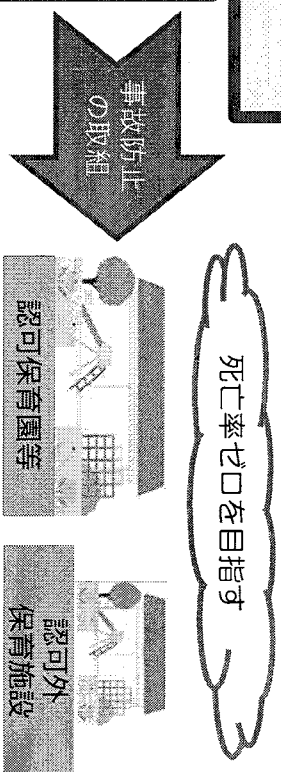
○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回指導支援員の自治体への配置

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

【補助率】

国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4  
 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8  
 (都道府県から市町村に権限委譲している場合)



# 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

【概要】  
保育事業者からの届出、運営状況報告の受付・審査等を行う都道府県等に対し、保育事業者の負担軽減のためのシステム導入などICT化推進に係る費用を支援。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

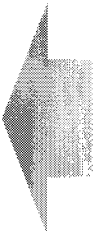
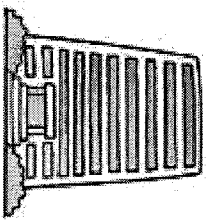
【補助率】

国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4  
(都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【厚生労働省】

費用の補助

基本情報の提供

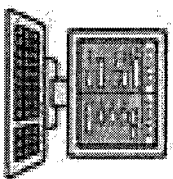


施設・事業の実態把握

ICT化により、届出等手続きの負担減

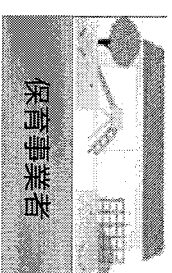
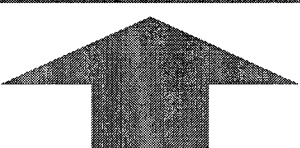
都道府県又は市町村

○システムの構築



届出等システムの導入

○届出、運営状況報告等の情報の集約



保育事業者

届出等業務効率化による指導の強化



書類作成効率化による保育環境の改善





# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案が示される～社会福祉法人定款例（案）が一部変更されて明示～…………… 1

## 「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案が示される ～社会福祉法人定款例（案）が一部変更されて明示～

平成 28 年 10 月 28 日、改正社会福祉法の施行に伴う「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案が示され、パブリックコメントの受付が開始されました。

改正通知は、パブリックコメントの締切 11 月 6 日以降、政省令の公布とあわせて発出される予定です。

改正案には、「社会福祉法人定款例」が含まれています。これは、6 月 20 日付の事務連絡で示された「社会福祉法人定款例（案）」（本ニュース No.16-21 で既報）について、一部変更がなされたほか、記載事項の種類\*（必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項）が明示されています。

### \*社会福祉法人定款例 記載事項の種類

- 必要的記載事項 → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等）※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項 → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

今後は、11 月 28 日に厚生労働省で所轄庁の担当者を集めた全国会議が開催され、各地で周知が図られる予定です。

改正案の全文は別添の通り、概要（全保協事務局で抜粋）は以下枠内の通りです。

「社会福祉法人の認可について（通知）」の一部改正案（概要）【抜粋】

### 主な改正の内容

- (1) 局長通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準」について、改正法及び関係政省令の内容

に応じた所要の見直しのほか、次のとおり改正するもの。

① 基本財産以外の資産の管理運用の特例について

一定の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能とするもの。

② 役員等について

役員等（評議員又は役員）について、以下の事項を追加するもの。

- ・ 所轄庁退職者の再就職については、法人の自主性を尊重し、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。
- ・ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

③ 専門家の活用の促進について

会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいこと。

④ 所轄庁への届出様式について

計算書類、財産目録及び附則明細書（改正省令第1条による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「新規則」という。）第10条の2第3号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（改正法第2条による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条第1項第4号）のうち新規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。

また、届出様式については、後日、別途通知する。

（2）局長通知別紙2「社会福祉法人定款準則」について、社会福祉法人定款例として位置付けるとともに、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。

（3）課長通知別紙「社会福祉法人審査要領」について、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。

パブリックコメントの内容は、以下に記載の URL からご覧いただけます。

【e-Gov】「社会福祉法人の認可について（通知）」の一部改正に対する意見の募集について

○<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160239&Mode=0>

## 「社会福祉法人の認可について（通知）」の一部改正案（概要）

平成 28 年 10 月 28 日  
厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課

### 1. 改正の趣旨

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）及び「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成28年政令第 号。以下「改正省令」という。）等の施行並びに社会福祉法人の運営に関する見直しに伴い、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知。以下「局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「課長通知」という。）を改正するもの。

### 2. 主な改正の内容

(1) 局長通知別紙1「社会福祉法人審査基準」について、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しのほか、次のとおり改正するもの。

① 基本財産以外の資産の管理運用の特例について

一定の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能とするもの。

② 役員等について

役員等（評議員又は役員）について、以下の事項を追加するもの。

- ・ 所轄庁退職者の再就職については、法人の自主性を尊重し、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。
- ・ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

③ 専門家の活用の促進について

会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいこと。

④ 所轄庁への届出様式について

計算書類、財産目録及び附則明細書（改正省令第1条による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「新規則」という。）第10条の2第3号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（改正法第2条による改正後の社会福祉法（昭

和26年法律第45号) 第45条第1項第4号) のうち新規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。

また、届出様式については、後日、別途通知する。

- (2) 局長通知別紙2「社会福祉法人定款準則」について、社会福祉法人定款例として位置付けるとともに、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。
- (3) 課長通知別紙「社会福祉法人審査要領」について、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。

### 3. 適用日

平成29年4月1日とする。

ただし、局長通知別紙1のうち第1、第2の1及び3(「その他財産」への改正部分を除く。)、第4の1及び2、第5((3)及び(15)を削る改正部分に限る。)並びに別記第2の改正については、改正通知の発出日から適用する。

なお、改正法附則第7条に基づく定款の変更の認可については、本通知による改正後の局長通知別紙1(社会福祉法人審査基準)及び別紙2(社会福祉法人定款例)並びに課長通知別紙(社会福祉法人審査要領)によって行うものとする。

(案)

雇 児 発 第 号  
社 援 発 第 号  
老 発 第 号  
平成28年11月〇〇日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、一部を除き、平成29年4月1日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、別紙1の第3の1の（2）を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

第1. 改正の趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）の社会福祉法人の経営組織の見直し等については、平成29年4月1日から施行され、本日、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第 号）及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第 号）が公布されたことに伴い、別添のとおり、必要な事項について改正を行うもの。

## 第2. 主な改正内容等

(1) 別紙1の社会福祉法人審査基準について、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しのほか、次のとおり改正するもの。

① 基本財産以外の資産の管理運用の特例について

以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能とするもの。

- ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ・ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

② 役員等について

役員等（評議員又は役員）について、以下の事項を追加するもの。

- ・ 所轄庁退職者の再就職については、法人の自主性を尊重し、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。
- ・ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

③ 専門家の活用の促進について

会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいこと。

④ 所轄庁への届出様式について

計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第3号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第45条第1項第4号）のうち施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。

また、届出様式については、後日、別途通知する。

(2) 別紙2の社会福祉法人定款準則について、社会福祉法人定款例として位置付けるとともに、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。

## 第3. 適用日

平成29年4月1日とする。

ただし、別紙1のうち第1、第2の1及び3（「その他財産」への改正部分を除く。）、第4の1及び2、第5（（3）及び（15）を削る改正部分に限る。）並びに別記第2の改正については、平成28年11月〇〇日から適用する。

なお、改正法附則第7条に基づく定款の変更の認可については、本通知による改正後の別紙1（社会福祉法人審査基準）及び別紙2（社会福祉法人定款例）によって行うものとする。

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障害第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）

（下線部分は改正部分）※グレー網掛け以外は平成29年4月1日から適用

改正案	現行
<p>障 第 8 9 0 号 社 援 第 2 6 1 8 号 老 発 第 7 9 4 号 児 発 第 9 0 8 号 平成12年12月1日 (最終改正:平成28年11月〇日)</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>社会福祉法人の認可について (通知)</p>	<p>障 第 8 9 0 号 社 援 第 2 6 1 8 号 老 発 第 7 9 4 号 児 発 第 9 0 8 号 平成12年12月1日 (最終改正:平成27年8月5日)</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>社会福祉法人の認可について (通知)</p>
<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、</p> <p>① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和 ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進</p> <p>等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の</p>	<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、</p> <p>① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和 ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進</p> <p>等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の</p>

設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものと併せて通知いたします。

別紙1

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならぬこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること。また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り扱うこととが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
  - (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
  - (3) 社会福祉事業は、法令に基づき施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
  - (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
  - (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。
- また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当

設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものと併せて通知いたします。

別紙1

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならぬこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、地域の様々な福祉需要に応える公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に對するサービス提供料の減免等を含め）を積極的に実施することが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
  - (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
  - (3) 社会福祉事業は、法令に基づき施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
  - (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
  - (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。
- また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当



<p>該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。</p> <p>なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を営営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。</p> <p>(6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。</p> <p>(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。</p> <p>2 公益事業</p> <p>(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。</p> <p>(2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること(社会福祉事業であるものを除く)。</p> <p>ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業</p> <p>イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業</p> <p>ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業</p> <p>エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業</p> <p>オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業</p> <p>カ 子育て支援に関する事業</p> <p>キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業</p> <p>ク ボランティアの育成に関する事業</p>	<p>該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。</p> <p>なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を営営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。</p> <p>(6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。</p> <p>(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。</p> <p>2 公益事業</p> <p>(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。</p> <p>(2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること(社会福祉事業であるものを除く)。</p> <p>ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業</p> <p>イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業</p> <p>ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業</p> <p>エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業</p> <p>オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業</p> <p>カ 子育て支援に関する事業</p> <p>キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業</p> <p>ク ボランティアの育成に関する事業</p>
--	--

<p>ク 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）</p> <p>コ 社会福祉に関する調査研究等</p> <p>(3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>(4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。</p> <p>(5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。</p> <p>(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。</p>	<p>ク 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）</p> <p>コ 社会福祉に関する調査研究等</p> <p>(3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>(4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。</p> <p>(5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。</p> <p>(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。</p>
<p>3 収益事業</p> <p>(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。）<b>第13条</b>及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。</p> <p>(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。</p> <p>(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。</p> <p>(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。</p> <p>(6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各</p>	<p>3 収益事業</p> <p>(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）<b>第13条</b>及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。</p> <p>(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。</p> <p>(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。</p> <p>(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。</p> <p>(6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各</p>

<p>号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。</p>	<p>号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。</p>
<p>第2 法人の資産 1 資産の所有等 (1) 原則 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。 (2) 特例 ア 特別養護老人ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。 イ 地域活動支援センターを設置する場合 これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。 ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>第2 法人の資産 1 資産の所有等 (1) 原則 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。 (2) 特例 ア 特別養護老人ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。 イ 地域活動支援センターを設置する場合 これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。 ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>

<p>エ 既設法人が通所施設を設置する場合</p> <p>これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>カ 地域密着型介護老人福祉施設「サテライト型居住施設」又は「サテライト特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合</p> <p>これについては、「地域密着型介護老人福祉施設「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合</p> <p>社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合</p> <p>これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成18年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社</p>	<p>エ 既設法人が通所施設を設置する場合</p> <p>これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合</p> <p>これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合</p> <p>社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>(新設)</p>
---	---

## 2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

### (1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合に於ては、1,000万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支え

## 2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

### (1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合に於ては、1,000万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支え

<p>ないこと。</p> <p>オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合は資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を営営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しななければならぬこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「市町村社会福祉協議会」と総称する。)にあっては、300万円と100円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。</p> <p>ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。</p> <p>(2) <u>その他財産</u></p> <p>ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて<u>その</u>他財産であること。</p> <p>イ <u>その他財産</u>の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。</p> <p>(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産 公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限り、他の財産を活用して差し支えないこと。</p> <p>3 資産の管理</p>	<p>ないこと。</p> <p>オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合は資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を営営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しななければならぬこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「市町村社会福祉協議会」と総称する。)にあっては、300万円と100円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。</p> <p>ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。</p> <p>(2) <u>運用財産</u></p> <p>ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて<u>運用</u>他財産であること。</p> <p>イ <u>運用財産</u>の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。</p> <p>(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産 公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限り、他の財産を活用して差し支えないこと。</p> <p>3 資産の管理</p>
--	--

<p>(1) 基本財産（社会福祉施設を営営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。</p> <p>① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）</p> <p>② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）</p> <p>③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）</p> <p>④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）</p> <p>(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。</p> <p>また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。<u>なお</u>、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。</p> <p><u>ただし</u>、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。</p> <p>① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること</p> <p>② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること</p> <p>③ 未公開株への抛却（額）が法人全体の経営に与える影響が小さいこと</p> <p>④ <u>ついては公認会計士又は税理士による確認を受けていること</u></p> <p>(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。</p> <p>4 残余財産の帰属</p> <p>定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員等</p>	<p>(1) 基本財産（社会福祉施設を営営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。</p> <p>① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）</p> <p>② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）</p> <p>③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）</p> <p>④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）</p> <p>(2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。</p> <p>また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。<u>ただし</u>、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。</p> <p>(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。</p> <p>4 残余財産の帰属</p> <p><u>解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。</u></p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員</p>
--	---

<p>(1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、<u>評議員又は役員</u>の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その<u>評議員又は役員</u>となっても差し支えないこと。</p> <p>(2) <u>所轄庁退職者の再就職</u>については、法人の自主性を尊重し、<u>所轄庁</u>においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。</p> <p>(3) <u>実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任すること</u>は適当でないこと。</p> <p>(4) <u>地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。</u></p> <p>(5) <u>次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと</u>（法第40条第1項及び第44条第1項）。</p> <p>① <u>法人</u>（同項第1号）</p> <p>② <u>成年被後見人又は被保佐人</u>（同項第2号）</p> <p>③ <u>生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u>（同項第3号）</p> <p>④ <u>③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u>（同項第4号）</p> <p>⑤ <u>所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</u>（同項第5号）</p> <p>(6) <u>暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。</u></p>	<p>(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、<u>役員</u>の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その<u>役員</u>となっても差し支えないこと。</p> <p>(2) <u>実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任すること</u>は適当でないこと。</p> <p>(3) <u>地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>2 評議員</p> <p>(1) <u>評議員の選任及び解任の方法</u>については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。</p> <p><u>定款で定める方法</u>としては、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。</p> <p>(2) <u>評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必</u></p>	<p>(新設)</p>



要な職員を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。

(3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。

(4) 評議員には、各評議員又は各役員との関係がある者も含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の7及び第2条の8）。

(5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービスマス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第4号附則第4条））。

### 3 理事

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

(制る)

(2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

### 2 理事

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部率体制制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。

なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。

(新設)

<p>② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）</p> <p>③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）</p> <p>(3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。</p> <p>(4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。</p> <p>(判る)</p> <p>(判る)</p> <p>(判る)</p> <p>(5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の1第3項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の1第2項第1号）。</p> <p>(6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第45条の1第2項）。</p> <p>(7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。</p> <p>4 監事</p> <p>(1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。</p> <p>(判る)</p>	<p>(3) 理事の定数は6人以上とすること。</p> <p>(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。</p> <p>(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。</p> <p>(7) 社会福祉施設を営む法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。</p> <p>3 監事</p> <p>(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。</p> <p>(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は</p>
--	--

<p>(2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない(法第44条第5項)。  <u>① 社会福祉事業について識見を有する者(同項第1号)</u>  <u>② 財務管理について識見を有する者(同項第2号)</u></p> <p>(3) 監事は、2人以上でなければならないこと(法第44条第3項)。</p> <p>(4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしてい  る。(法第44条第7項及び施行規則第2条の11)。</p> <p>(削る)</p> <p>(5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。</p> <p>(削る)</p>	<p>法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。  また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議  員会に報告し、法人において保存すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福  祉関係者であること。</p> <p>(4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。</p> <p>(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業  務を行う者であってはならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>4 評議員会</p> <p>(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う  法人については、この限りでない。</p> <p>① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる  社会福祉事業</p> <p>② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を営む事業又は小規模保育  事業(保育所若しくは幼保連携型認定こども園を営む事業又は小規模  保育事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34  条の11の規定に基づき地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の  規定に基づき一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づき病児保  育事業及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第  1号の規定に基づき利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。)。</p> <p>③ 介護保険事業</p> <p>(2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の  業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くこ  とが必要であること。</p> <p>(3) 評議員会を設ける場合は、役員の選任は評議員会において行うことが適当</p>
---	---

<p>5 会計監査人</p> <p>(1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第45条の2第1項）。</p> <p>また、公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第3項）。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。</p> <p>(2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービスマニフェスト活動増減の部」の「サービスマニフェスト活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。</p> <p>6 法人の組織運営に関する情報開示等</p> <p>(1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に對する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に對する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（1）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。</p>	<p>(4) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>(5) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。</p> <p>(6) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。</p> <p>(新設)</p> <p>5 法人の組織運営に関する情報開示等</p> <p>(1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であると。</p> <p>特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当し</p>
---	---

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づき指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

（制る）

ない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づき指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

（2） 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」（以下「旧会計基準」という。）を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書（同通知の4（1）②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類）が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

また、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」（以下「旧会計基準」という。）を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書（同通知の4（1）②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類）が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

なお、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書については、インターネットを活用し、公表しななければならないこと。また、その他

<p>(2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと(法第34条の2第1項)。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること(同条第4項及び施行規則第2条の5)。</p> <p>(3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(会計監査報告を含む。)(以下「計算書類等」という。)を定時評議員会の日(2週間前)の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと(法第45条の3第1項)。また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが(同条2項)、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること(同項ただし書)。</p> <p>(4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等(以下「財産目録等」という。)を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと(法第45条の3第1項)。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること(同条第5項及び施行規則第2条の5)。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること(法第41条第1項)。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること(同項ただし書)。</p> <p>ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとする事は可能であること。</p> <p>(2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること(法第42条第1項)。</p> <p>また、評議員に欠員が生じ、事務が滞滞することにより損害を生ずるおそ</p>	<p>の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 役員の定数は、確定数とすること。</p> <p>(2) 理事及び監事については、法律上はその定数の三分の一までは欠員が認められているが、法人の運営上からは、一々でも欠員が生じた場合には、できる限り速やかに補充を行うことが望ましいこと。</p>
--	---

<p>れがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること(法第42条第2項)。</p> <p>(3) 従業員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである(法第45条)。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。</p> <p>(4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する(法第45条の6第1項)。また、役員に欠員が生じ、事務が滞滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること(法第45条の6第1項)。</p> <p>(5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること(法第45条の3第1項)。また、定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなされること(第45条の3)。</p> <p>(6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと(法第45条の6第3項)。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること(法第45条の6第4項)。なお、法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。</p> <p>(7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。</p> <p>第4 法人の認可申請等の手続 1 所轄庁 (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。</p>	<p>(3) 従業員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。また、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならぬこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。</p> <p>第4 法人の認可申請等の手続 1 所轄庁 (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。</p>
--	---

<p>ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。</p> <p>イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)</p> <p>ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。</p> <p>① 全国を単位として行われる事業 各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。</p> <p>② 地域を限定しないで行われる事業 地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。</p> <p>③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業 社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。</p> <p>④ ①から③までに類する事業</p> <p>エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。</p>	<p>ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。</p> <p>イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)</p> <p>ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。</p> <p>① 全国を単位として行われる事業 例えば、各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が該当する。</p> <p>② 地域を限定しないで行われる事業 例えば、地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が該当する。</p> <p>③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業 社会福祉法等の法令に基づき、指定を受けて行う事業が該当する。</p> <p>④ ①から③までに類する事業</p> <p>エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。</p> <p>ただし、都道府県又は市が設置する社会福祉事業団(昭和46年7月16日社第121号厚生省社会局長児童家庭局長通知「社会福祉事業団の設立及び運営の基準について」に規定する社会福祉事業団をいう。以下同じ。)については、これにかかわらず、都道府県知事又は市長が所轄庁となること。</p>
--	--



<p>(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。</p> <p>(4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。</p> <p>なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。</p> <p>(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。</p> <p>(6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会、都道府県共同募金会、都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等については、指定都市の市長は、都道府県知事の連携を図り、必要に応じて情報交換に努めること。</p>	<p>(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、都道府県知事を經由して厚生労働大臣又は地方厚生局長に申請させること。</p> <p>(4) 市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。</p> <p>なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。</p> <p>(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長になる場合は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事を經由して届出を行わせること。</p> <p>(新設)</p>
<p>2 法人の認可審査の手続</p> <p>都道府県及び市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部署を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が</p>	<p>2 法人の認可審査の手続</p> <p>都道府県及び市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部署を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。なお、所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可に対する都道府県知事の副申書の作成に当たっても、同様の審査を行うこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が</p>

<p>確実になった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。</p> <p>(2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。</p> <p>第5 その他</p> <p>(1) <u>基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。</u></p> <p>(2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。</p> <p>(判る)</p> <p>(3) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。</p> <p>(4) 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと(法第59条)。 また、計算書類、財産目録及び附属明細書(施行規則第10条の2第3号に掲げる部分に限る。)並びに事業の概要等(法第45条第1項第4号)のうち施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「<u>現況報告書</u>」という。)並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の</p>	<p>確実になった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。</p> <p>(2) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。</p> <p>第5 その他</p> <p>(1) <u>社会福祉法人定款準則第14条による担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。</u></p> <p>(2) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を經由して行うよう指導すること。</u> なお、これらの申請書を送付するに当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配意願いたいこと。</p> <p>(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。</p> <p>(5) 法第59条の規定による現況報告書については、別記第3に定める様式に従って、エクセル形式による電子ファイルにより、所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書を提出するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同僚障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については同地方厚生局あてに、法人から提出された現況報告書に係るエクセル形</p>
--	--

情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

(5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第59条の2第1項及び施行規則第10条）。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと（施行規則第10条第3項）。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること（施行規則第10条第2項）。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表すること。所轄庁が公表する場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

(判る)

式による電子ファイルを提出するものとし、当該電子ファイルについては、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果がエクセル形式・PDF形式等による電子ファイルで提出されたときは、当該報告書等についても同様に取り扱うこととされたいこと。ただし、書面により提出されたときは、各所管部局あてに各2通のうち、1通のみを提出するものとし、1通については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

(6) 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。なお、社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人については、新会計基準を適用するまでの間はこれに相当する書類とする。）についても、エクセル形式による電子ファイルで提出するよう指導することとする。なお、平成26年度提出分（平成25年度決算）については、次の①から③までのとおり取り扱うこととする。

① 新会計基準を適用する法人であつて、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式）をエクセル形式による電子ファイルで提出すること。

② 新会計基準を適用する法人であつて、PDF形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式）をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出することを可能とすること。

③ 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、各法人が適用する会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とすること。

なお、平成27年度提出分（平成26年度決算）以降については、全ての社会福祉法人に対して、エクセル形式による電子ファイルでの提出を求めるところとする。

(7)

添付書類である貸借対照表及び収支計算書の公表については、

<p>(割る)</p>	<p>① (6)の①に該当する法人については、エクセル形式又はPDF形式による電子ファイル</p> <p>② (6)の②又は③に該当する法人については、PDF形式による電子ファイルで行うこと。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(8) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書のうち、公表する様式については、  ① 新会計基準を適用する法人については、第1号の1様式及び第1号の2様式、第2号の1様式及び第2号の2様式、第3号の1様式及び第3号の2様式  ② 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、①に相当する書類とすること。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(9) 現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書((10)において「現況報告書等」という。)をエクセル形式による電子ファイルで公表する場合には、シート保護機能を設定するなど、公表データの改ざん防止策を講ずること。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(10) 所管する社会福祉法人が第3の5(2)に従い、現況報告書等をインターネットを活用して公表しない場合は、当該法人に対して公表を行うよう指導すること。なお、ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて現況報告書等を公表すること。所轄庁が公表する場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。また、所轄庁がエクセル形式による電子ファイルで公表を行う場合は、(9)と同様に、改ざん防止策を講ずること。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(11) 現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表に当たっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮が必要であること。</p> <p>特に、(10)により所轄庁が現況報告書の公表を実施する場合、当該事項に係る公表の可否について、現況報告書を提出した法人と事前に十分な協議を行い、現況報告書から、公表により個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなどの対応を行った上で公表すること。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(12) (5)及び(6)の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により公開すること。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(13) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年5月20日までに、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人(都道</p>

<p>(6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>府県知事が行う報告にあつては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が所管する法人及び管内市長（指定都市及び中核市の長を除く。）が所管する法人を含む。）について、総数及び次の区分による法人数（毎年3月31日現在）を社会・援護局あて報告されたいこと。</p> <p>ア 法人の数（イ、ウ及びエに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 法人である社会福祉協議会の数（都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む。）</p> <p>ウ 社会福祉事業団の数</p> <p>エ 共同募金会の数</p> <p>(14) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。</p> <p>(15) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府県知事の副申請書は、別記第2の様式例により作成すること。</p> <p>(16) 社会福祉法人が所轄庁へ提出する現況報告書は、別記第3の様式により作成すること。</p>
---	--

別記第1

社会福祉法人関係申請書類様式例

様式第1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		
		印	
申請年月日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

別記第1

社会福祉法人関係申請書類様式例

様式第1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		
		印	
申請年月日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

(裏面)

		内				取															
資産	種類 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤狭域社 ①+②+③ +④	⑥負債	他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況													
		①基本財産	②その他財産					役員資格等(該当に○)				有 無	法人名								
		親族等の 特別関係 者の有無	役員等 監理員 の別	地域福 祉関係	監理員 地位	役員 地位	財務監 理地位														
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円									
役員等となるべき者																					

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
  - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
  - 4 記名押印に代えて署名することができる。

(裏面)

		内				取															
資産	種類 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤狭域社 ①+②+③ +④	⑥負債	他の社会福祉法人の 代表者への就任状況													
		①基本財産	②運用財産					役員資格等(該当に○)				有 無	法人名								
		代表 権の有無	親族等の 特別関係 者の有無	字 号	地域福 祉関係	加 盟	その他														
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円									
役員等となるべき者																					
評議員会の有無												評議員の定数									

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
  - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
  - 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第2

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
主たる事務所の所在地		
ふりがな		
名称		
申請者	理事長の氏名	印
申請年月日		
内容		
変更前の案文	変更後の案文	理由
定款変更の内容及び理由		

様式第2

(裏 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
主たる事務所の所在地		
ふりがな		
名称		
申請者	代表者の氏名	印
申請年月日		
内容		
変更前の案文	変更後の案文	理由
定款変更の内容及び理由		



(裏面)

内容		理由
変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないうときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。  
また、変更前の条文と変更後の条文を列比表とすることが困難な場合には、列比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

(裏面)

内容		理由
変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないうときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 3

主たる事務所 の所在地		認可 申請書		印		
		解散 認定				
申請者 の氏名						
申請者 の氏名						
申請年月日						
解散する理由						
資産 ⑤-⑥ 円	内訳					
						社会福祉事業用財産
	①基本財産	②その他財産	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	残余財産処分方法					

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から3号に掲げる書類を添付すること。
  - 3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 3

主たる事務所 の所在地		認可 申請書		印		
		解散 認定				
申請者 の氏名						
申請者 の氏名						
申請年月日						
解散する理由						
資産 ⑤-⑥ 円	内訳					
						社会福祉事業用財産
	①基本財産	②運用財産	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	残余財産処分方法					

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から3号に掲げる書類を添付すること。
  - 3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第4(1)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用)			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称		印	
理事長の氏名			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称			
理事長の氏名		印	
申請年月日			
合併する理由			
ふりがな 合併により消滅する 法人の名称			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類		合併後 存続する法人	
社会福祉 事業		第1種	
		第2種	
公益事業			
収益事業			

様式第4(1)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用)			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称		印	
代表者の氏名			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称			
代表者の氏名		印	
申請年月日			
合併する理由			
ふりがな 合併により消滅する 法人の名称			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類		合併後 存続する法人	
社会福祉 事業		第1種	
		第2種	
公益事業			
収益事業			

(裏面)

資産	内						訳					
	純資産		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産		④収益事業用財産		⑤積戻財産		⑥負債	
	⑤-①	⑤-②	①基本財産	②その他財産	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
役員 合併後存続する法人 引継ぎ役員となる者 新たに役員となる者												
理事	氏名	代表権の有無	親族等の特別関係者の有無	①学識経験 ②地域福祉関係 ③その他				他の社会福祉法人の理事長への就任状況				
監事の別				学識経験	地域福祉関係	その他	有無	法人名				

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
  - 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。
  - 4 記名押印に代えて署名することができる。

(裏面)

資産	内						訳					
	純額		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産		④収益事業用財産		⑤積戻財産		⑥負債	
	⑤-①	⑤-②	①基本財産	②運用財産	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
役員 合併後存続する法人 引継ぎ役員となる者 新たに役員となる者												
理事	氏名	代表権の有無	親族等の特別関係者の有無	①学識経験 ②地域福祉関係 ③その他				他の社会福祉法人の代表者への就任状況				
監事の別				学識経験	地域福祉関係	その他	有無	法人名				
評議員会の有無												
評議員の定数												

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第3号まで及び第4号イからニまでに掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第4(2)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称			
理事長の氏名			
設立事務 共同執行者	住所		
	氏名		
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称			
理事長の氏名			
設立事務 共同執行者	住所		
	氏名		
申請年月日			
合併する理由			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
公益事業			
収益事業			
合併により設立する法人			

様式第4(2)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称			
代表者の氏名			
設立事務 共同執行者	住所		
	氏名		
主たる事務所の所在地			
ふりがな 名称			
代表者の氏名			
設立事務 共同執行者	住所		
	氏名		
申請年月日			
合併する理由			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
公益事業			
収益事業			
合併により設立する法人			

(裏面)

資産	内訳									
	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負債	他の社会福祉法人の理事長への就任状況			
	①基本財産	②その他財産					理事長への就任状況	法人名		
純資産 ⑦-⑧	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
理事等監事監事の別	氏名	代表の 有無	親族等の 特殊 関係者 の有無	役員等の資格等(該当に○) 学識 経験 地域福 祉関係	その他	代表者への就任状況 有無	法人名			
役員となるとき者										
合併後存続する法人										

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

(裏面)

資産	内訳									
	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負債	他の社会福祉法人の代表者への就任状況			
	①基本財産	②運用財産					代表者への就任状況 有無	法人名		
純資産 ⑦-⑧	円	円	円	円	円	円	円	円		
理事等監事監事の別	氏名	代表の 有無	親族等の 特殊 関係者 の有無	役員等の資格等(該当に○) 学識 経験 地域福 祉関係	その他	代表者への就任状況 有無	法人名			
役員となるとき者										
評議員会の有無										
評議員会の定数										

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

(削る)

様式第 5

平成〇年〇月〇日

平成〇年度の主な事業報告

社会福祉法人〇〇会

社会福祉事業

公益事業

収益事業

(附る)

様式第 6

財 産 目 録  
平成〇年〇月〇日現在

資産・負債の内訳		金額
<b>I 資産の部</b>		
<b>1、流動資産</b>		
現金預金	現金手許有高	
預金	〇〇銀行 〇〇支店	
普通預金	〇月分保険料	
未収金	.....	
	流動資産合計	
<b>2、固定資産</b>		
<b>(1) 基本財産</b>		
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	
定期預金	〇〇銀行 〇〇支店	
	基本財産合計	
<b>(2) その他の固定資産</b>		
車両運搬具	車種 No.***	
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	
.....	.....	
	その他の固定資産合計	
	固定資産合計	
	資産合計	
<b>II 負債の部</b>		
<b>1、流動負債</b>		
短期運営資金借入金	〇〇銀行 〇〇支店	
未払金	〇月分光熱水費	
預り金	〇月分源泉所得税	
.....	.....	
	流動負債合計	
<b>2、固定負債</b>		
設備資金借入金	福祉医療機構	
.....	.....	
	固定負債合計	
	負債合計	
	差引純資産	



(削る)

様式第7

監事監査報告書

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

以上、平成〇年度の社会福祉法人〇〇会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、……と認めます。

監 事 印  
監 事 印

様式第5

基本財産処分承認申請書	
主たる事務所の所在地	
申請者	印
ふりがな 名称	
理事長の氏名	
申請年月日	
基本財産処分の内容	
基本財産を処分する理由	
処分物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、買付料等)等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を終了ことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 6 記名押印に代えて署名することができる。

様式第8

基本財産処分承認申請書	
主たる事務所の所在地	
申請者	印
ふりがな 名称	
代表者の氏名	
申請年月日	
基本財産処分の内容	
基本財産を処分する理由	
処分物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、買付料等)等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を終了ことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。ただし、厚生労働大臣が所轄庁である法人の場合には、副本については2通とすること。
- 6 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6

(表 面)

基本財産担保提供承認申請書	
主たる事務所所在地	
申請者	ふりがな 名称 理事長の氏名 印 申請年月日
資金借入れの理由	
借入金で行う事業の概要	
資金計画	借入先 借入金額 借入期間 借入利息 償還方法 償還計画
担保提供に係る借入金	借入先 借入金額 借入期間 借入利息 償還方法 償還計画
担保物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を述べたことを証明する書類
  - (2) 財産目録
- 6 (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 7 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 8 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成すること。
- 9 記名押印に代えて署名することができる。

様式第9

(表 面)

基本財産担保提供承認申請書	
主たる事務所所在地	
申請者	ふりがな 名称 代表者の氏名 印 申請年月日
資金借入れの理由	
借入金で行う事業の概要	
資金計画	借入先 借入金額 借入期間 借入利息 償還方法 償還計画
担保提供に係る借入金	借入先 借入金額 借入期間 借入利息 償還方法 償還計画
担保物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を述べたことを証明する書類
  - (2) 財産目録
- 6 (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 7 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。ただし、厚生労働大臣が所轄庁である法人の場合には、副本については2通とすること。
- 8 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成すること。
- 9 記名押印に代えて署名することができる。

社会福祉法人設立認可申請書等副申請書様式例

様式第一

社会福祉法人〇〇〇〇設立認可申請副申請書

- 1 総括的意見  
 (関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経済的基礎が健全かどうか、脱税その他不正の目的で社会福祉法人を設立するものであるかどうか等を十分審査し、当該社会福祉法人を設立する意義があるかどうかを判断してこれを認可すべきかどうかについての意見(理由を含む。)を記載すること。)
- 2 定款について  
 (定款規則と相違する箇所の有無を記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれに対する適否の意見を記載すること。)
- 3 事業について  
 (1) 社会福祉事業  
 (法人の行う社会福祉事業の内容を列挙し、各事業について、法令に基づく許認可を与える予定であるかどうか(当該許認可を要しない社会福祉事業にあっては、その事業が適当であるかどうか)、最低基準がある場合には、それに適合するかどうか及び事業計画、収支予算、財源等が適当であるかどうかについての意見を記載すること。  
 なお、当該事業の経営地が、他の都道府県又は指定都市若しくは中核市にあるため、当該事業に対する監督権限を有しないときは、当該他の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の意見を採取のうえ、賛同の意見をまとめなければならないこと。)  
 (2) 公益事業  
 (公益事業を行う場合に、その事業の内容を列挙し、各事業について、当該法人が行うこととが適当であるかどうか及び事業計画、収支予算、財源等に問題がないかどうかについての意見を記載すること。)  
 (3) 収益事業  
 (収益事業を行う場合に、その事業の内容を列挙し、各事業について、当該法人が行うこととが適当であるかどうか及び事業計画、収支予算、財源等に問題がないかどうかについての意見を記載すること。)
- 4 資産について  
 (社会福祉事業を行うのに必要な資産(特に不動産及び運転資金)を備えているかどうか、当該資産の所有権又は使用权が確実に当該社会福祉法人に帰属するかどうか、基本財産及び運用財産の区分が適当かどうか等についての意見を記載すること。  
 なお、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて特に厳重な審査を行い、それについての意見を記載すること。)
- 5 役員について  
 (社会的に問題となるような者が役員になっていないかどうか、各目的な役員がいるかどうか、役員構成よりみて、特定人の意思に左右されるおそれはないかどうか、既存の社会福祉法人との間に代表者の重複がある場合、異なる事業主体を設立する必要性があるかどうか等についての意見を記載すること。  
 なお、評議員会を置く場合には、当該評議員についても役員の場合と同様の意見を付すること。)
- 6 その他  
 (申請にいて参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。)

様式第二

社会福祉法人〇〇〇〇定款変更認可申請制申請書

- 1 総括的意見  
(関係法令や関係通知に違反していないかどうか等設立認可の場合に準じた審査を行い、当該定款の変更を認可すべきかどうかについての意見(理由を含む。)等を記載すること。)
- 2 定款について  
(定款変更の内容に定款準則と相違する箇所があるかどうかを記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれに対する適否の意見を記載すること。)
- 3 定款に定める手続について  
(定款に定める定款変更の手続を怪しているかどうかを審査し、その結果を記載すること。)
- 4 新たに経営する事業について  
(社会福祉事業、公益事業及び収益事業に区分し、それぞれ設立認可の場合に準じて記載すること。)
- 5 基本財産の編入について  
(定款に新たに基本財産を編入する場合、当該財産が既に担保に供されているときは、基本財産編入前に不動産使用証明をなした理由、債務の額、担保提供先償還計画等を記載すること。)
- 6 その他  
(費難において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。)

様式第三

社会福祉法人〇〇〇〇解散認可又は認定申請副申請書

- 1 総合的意見  
(法令等に違反していないかどうか等を審査し、当該認可又は認定をすべきかどうかについての意見(理由を含む。)等を記載すること。)
- 2 手続について  
(当該申請が法令や定款に定める手続を経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。)
- 3 残余財産の帰属者について  
(残余財産の帰属者が適当かどうかの意見を記載すること。)
- 4 その他  
(賞職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。)

	<p>様式第四</p> <p>〇〇〇 合併認可申請別申書</p> <p>社会福祉法人 〇〇〇</p> <p>〇〇〇</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的意見 (関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経済的基礎が確保かどうか等を十分審査して、当該合併の認可をすべきかどうかについての意見(理由を含む。)等を記載すること。)</li> <li>2 定款について (設立認可の場合と同様の事項を記載すること。)</li> <li>3 手続について (当該申請が法令や定款に定める手続を経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。)</li> <li>4 資産について (合併により資産状態が悪化しないかどうか、基本財産及び運用財産の区分が適当かどうか等についての意見を記載すること。 なお、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて特に厳重な審査を行い、それについての意見を記載すること。)</li> <li>5 役員について (設立認可の場合と同様の事項を記載すること。)</li> <li>6 その他 (貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。)</li> </ol>
--	---

社会福祉法人現況報告書  
平成 年4月1日現在

1. 基本情報		法人番号		法人名称		代表者		設立年月日		法人種別		法人形態	
法人種別	法人形態	法人番号	法人名称	代表者	設立年月日	法人種別	法人形態	法人番号	法人名称	代表者	設立年月日	法人種別	法人形態
社会福祉法人	公益法人												
法人名称	代表者	設立年月日	法人種別	法人形態	法人番号	法人名称	代表者	設立年月日	法人種別	法人形態	法人番号	法人名称	代表者

2. 事業内容		3. 職員		4. 収入		5. 支出		6. 資産		7. 負債	
事業内容	職員	収入	支出	資産	負債	事業内容	職員	収入	支出	資産	負債
1. 事業内容	職員	収入	支出	資産	負債	事業内容	職員	収入	支出	資産	負債



品名	規格	数量	仕入	仕入単価		仕入税別		仕入税別	仕入税別	仕入税別	仕入税別
				数量	単価	数量	単価				
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

品名	規格	数量	仕入	仕入単価		仕入税別		仕入税別	仕入税別	仕入税別	仕入税別
				数量	単価	数量	単価				
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

**IV. 資產負債表**

資產負債表	附註	附註	附註	附註	附註	截至2013年12月31日止	
						2013年12月31日	2012年12月31日
現金及現金等價物							
短期投資							
應收賬項							
預付費用							
其他資產							
總資產							
負債及權益							
短期債務							
長期債務							
權益							
總負債及權益							

**V. 綜合損益表**

綜合損益表	附註	附註	附註	附註	附註	截至2013年12月31日止	
						2013年12月31日	2012年12月31日
營業收入							
營業成本							
營業利潤							
其他收入							
其他費用							
稅前利潤							
稅務費用							
淨利潤							
其他綜合收益							
綜合收益							
每股淨收益							



## 記載要領

### 1. 共通事項

- ・セルが橙色となっている項目については、アルタウン方式としていることから、自由に記載することなく、該当するリストの中から選択すること。
- ・法人ホームページや所轄庁ホームページ等において公表する場合は、代表者の年齢や住所の個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設など施設所在地を公表することにより、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある事項については、公表する際には、「非公表」とされた事項を空欄とした上で公表すること。

### 2. 個別事項

#### I 基本情報

- ・「所轄庁」欄は、各年4月1日現在における貴法人の所轄庁を「国」・「都道府県」・「市」のうちから選択すること。
- ・「代表者」欄の「年齢」及び「住所」について、公表することにより個人の安全に支障を来す恐れがある場合には、「公表/非公表」欄のアルタウンより「非公表」を選択した上で、「年齢」及び「住所」を記載し所轄庁へ提出すること。
- ・「代表者」欄の「年齢」及び「住所」について、「非公表」とした場合には、法人又は所轄庁において「年齢」及び「住所」を空欄とした上で公表すること。
- ・「就任年月日」は、「重任」ではなく、「当初」の就任年月日を記載すること。

#### II 事業

- ・「事業」について、実施する事業が多岐にわたることにより、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- ・「事業」欄は、アルタウンにより示される該当事業を選択すること。
- ・「所在地」欄について、公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがある場合には、「公表/非公表」欄のアルタウンより「非公表」を選択した上で、「所在地」を記載し所轄庁へ提出すること。
- ・「所在地」欄について、「非公表」とした場合には、法人又は所轄庁において「所在地」を空欄とした上で公表すること。
- ・「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

- ・「実施形態」のうち「各分野の事業が同一施設（敷地）で実施」欄については、児童福祉・老人福祉・児童福祉それぞれの分野の事業が、同一の建物又は敷地で実施している場合には、「〇」を選択すること。
- ・「実施形態」のうち「全ての事業が同一施設（敷地）で実施」欄については、記載している全ての社会福祉事業が、同一の建物又は敷地で実施している場合には、「〇」を選択すること。
- ・「公益事業」、「収益事業」、「その他の事業」のうち、「種類（番号）」欄は、それぞれ該当する番号を選択すること。
- ・「その他の事業」のうち、「5. 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事の提供等の実施」における「貧困・生活困窮者等」には、生計困難者やそれに準ずる者に対するもの、「住宅の斡旋、食事の提供等」には、これら例示に限定するものではなく、対象となる者へ実施している現物給付など幅広い支援を含むものであること。
- ・「種類（番号を記載）」欄において、「その他」を選択した場合は、必ずカッコ内に事業内容を記載すること。

#### Ⅲ 組織

- ・「理事」、「監事」、「評議員」、「施設長」について、記載する人数が多数となり、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- ・「理事会」、「評議員会」、「監事監査」について、開催回数及び監査回数が多数のため、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- ・「任期」欄について、重任している場合は、直近の任期を記載すること。
- ・「資格」のうち、「社会福祉事業の学識経験者」及び「地域福祉の関係者」とは、「社会福祉法人の認可について（厚生労働省通知）」中、社会福祉法人審査要領第3（1）及び（2）に規定する者が該当すること。
- ・「資格」欄について、該当する欄がない場合は、「その他」欄の「〇」を選択すること。
- ・「理事報酬」及び「監事報酬」には、理事会等への出席に伴う旅費は含まないこと。
- ・「理事報酬」欄について、理事専任の場合であって、理事報酬を支給している場合には、「理事報酬のみ支給」欄に「〇」を選択すること。理事専任の場合であって、理事報酬を支給していない場合は、「支給なし」に「〇」を選択すること。職員を兼務している理事の場合には、該当する項目に「〇」を選択すること。
- ・「理事会及び評議員会への出席回数」欄は、現に出席した回数（書面による出席を

	<p>除く。)を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「施設長」のうち、「法令等に定める資格の有無」欄には、各法における最低基準や「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(厚生労働省通知)」における資格の有無を選択すること。</li> <li>「職員」欄における「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数(「施設等の勤務時間数」)の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。</li> <li>「職員」欄における「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。</li> <li>「職員」欄における「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。</li> <li>「職員」欄における「換算数」とは、兼務している常勤者(当該施設等において定められている勤務時間のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。</li> <li>「理事会」のうち、「出席者数」欄には書面出席者は含めて記載し、書面出席者は「書面出席者数」に再掲すること。</li> <li>「理事会」のうち、「決議事項」欄について、理事長の専決事項に係る理事会への報告については、記載する必要はないこと。</li> <li>「監事監査」のうち、「監査者」欄には、監事氏名を記載すること。</li> </ul> <p><b>IV 資産管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「IV 資産管理」欄については、前年度末(各年3月31日現在)における不動産の所有状況を記載すること。</li> <li>土地及び建物は、一筆・一棟ごと記載すること。</li> <li>自己所有のみを記載し、借地及び借家は記載しないこと。</li> <li>所有する不動産が多数のため、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。</li> <li>「評価額」欄は、帳簿価格を記載すること。ただし、担保提供している不動産については、担保提供時の評価額を記入すること。</li> <li>「担保提供の状況」のうち、「借入先」欄は、フルダウンにより示される「(独)福祉医療機構」・「民間金融機関」・「その他」のいずれかを選択すること。</li> </ul> <p><b>V その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「情報公開」欄のうち「定款」から「苦情処理結果」までの項目については、4月</li> </ul>
--	---

	<p>1日現在の状況を選択すること。「財務諸表」については、ブルダウソンのより示される該当項目からいずれかを選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「情報公開」のうち「インターネット」欄は、ブルダウソンのより示される「法人HP」・「所轄庁HP」・「関係団体HP」・「その他方法」・「公表していない」のいずれかを選択すること。</li> <li>社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人においては、「情報公開」のうち、「資金収支計算書」及び「事業活動計算書（事業活動収支計算書）」欄には、それぞれに相当する書類の公開状況を記載すること。</li> <li>「外部監査」欄については、「社会福祉法人の認可について（厚生労働省通知）」に規定する「財産状況等の監査」を指し、具体的には、①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人が行う財務諸表の監査、②公認会計士又は監査法人、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制に整備状況の点検等、③財産状況以外事項（法人の組織運営・事業等）の監査が含まれるものであること。</li> <li>「外部監査」欄については、外部監査を受けた5か年分を記載するのではなく、直近5か年分の状況を記載すること。</li> <li>「外部監査」のうち「費用（千円）」欄は、当該年度に外部監査者に対して支払った費用を記載すること。</li> <li>「第三者評価」欄については、受審施設が多数となることにより、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。</li> <li>「第三者評価」欄については、受審した3か年分を記載するのではなく、直近3か年分の状況を記載すること。</li> <li>「第三者評価」のうち「費用（千円）」欄は、当該年度に第三者評価機関に対して支払った費用を記載すること。</li> <li>「準拠している会計基準」欄については、添付書類である前年度の貸借対照表及び収支計算書を作成した際に適用した会計基準として該当する項目のブルダウソンの「○」を選択し、適用する会計基準が複数ある場合は、該当欄全てに「○」を選択すること。</li> <li>「準拠している会計基準」のうち「その他」を選択する場合には、具体的な会計基準を記載すること。</li> </ul> <p><b>3. 平成〇年度の法人の経営状況（総括表）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「1. 法人単位の資金収支の状況」、</li> <li>「2. 法人単位の事業活動の状況」、</li> <li>「3. 法人単位の資産等の状況」については、社会福祉法人新会計基準を適用している法</li> </ul>
--	--

- 人についてのみ記載すること。
- ・「1. 法人単位の資金収支の状況」、「2. 法人単位の事業活動の状況」、「3. 法人単位の資産等の状況」については、社会福祉法人新会計基準に基づき作成している貸借対照表及び収支計算書から転記すること。
  - ・「介護報酬等の公費」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づき、拠点区分資金収支計算書（第1号の4様式）における以下の勘定科目の金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入、利用者負担金収入（公費）
	居宅介護料収入	介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入（公費）、介護予防負担金収入（公費）
	地域密着型介護料収入	介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入（公費）、介護予防負担金収入（公費）
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入、介護予防支援介護料収入
	利用者等利用料収入	食費収入（公費）、居住費収入（公費）
	その他の事業収入	補助金事業収入、市町村特別事業収入、受託事業収入
老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入、事業費収入
	運営事業収入	管理費収入、補助金事業収入
	その他の事業収入	管理費収入
児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入、事業費収入
	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
保育事業収入	保育所運営費収入	—



	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入、特別介護給付費収入、訓練等給付費収入、特別訓練等給付費収入、地域相談支援給付費収入、特別地域相談支援給付費収入、計画相談支援給付費収入、特別計画相談支援給付費収入
	障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入、特別障害児通所給付費収入、障害児入所給付費収入、障害児相談支援給付費収入、特別障害児相談支援給付費収入
	補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入、特別特定障害者特別給付費収入、特定入所障害児食費等給付費収入
	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入、事業費収入
	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
〇〇事業収入	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入

・「利用者負担金収入」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づき、拠点区分資金収支計算書（第1号の4様式）における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	利用者負担金収入（一般）

居宅介護料収入	介護負担金収入（一般）、介護予防負担金収入（一般）
地域密着型介護料収入	介護負担金収入（一般）、介護予防負担金収入（一般）
利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入、居宅介護サービス利用料収入、地域密着型介護サービス利用料収入、食費収入（一般）、居住費収入（一般）、その他の利用料収入
老人福祉事業収入	その他の利用料収入
措置事業収入	その他の利用料収入
運営事業収入	その他の利用料収入
その他の事業収入	その他の利用料収入
児童福祉事業収入	—
私的契約利用料収入	—
保育事業収入	私的契約利用料収入
私立認定保育所利用料収入	—
障害福祉サービス等事業収入	利用者負担金収入
生活保護事業収入	利用者負担金収入

・「人件費支出」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づき、拠点区分資金収支計算書（第1号の4様式）における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出、職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出	—

・「事業費支出」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づき、拠点区分資金収支計算書（第1号の4様式）における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
事業費支出	給食費支出、介護用品費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、保健衛生費支出、医療費支出、被服費支出、教養娯楽費支出、日用品費支出、保育材料費支出、本人支給金支出、水道光熱費支出、燃料費支出、消耗器具備品費支出、保険料支出、賃借料支出、教育指導費支出、就職支度費支出、葬祭費支出、車輛費支出、管理費返還支出、〇〇費支出、雑支出	—

・「利用者負担軽減額」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づき、拠点区分資金収支計算書（第1号の4様式）における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
利用者負担軽減額	—	—

・「施設整備補助金等の公費」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づき、拠点区分資金収支計算書（第1号の4様式）における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入、設備資金借入金元金償還補助金収入	—

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 法人単位の事業活動の状況」のうち、「減価償却費」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書（第2号の1様式）における「減価償却費」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」を転記すること。また、「その他サービス活動費用」には、「サービス活動費用」から「減価償却費」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」を除いた金額を記載すること。</li> <li>・「3. 法人単位の資産等の状況」のうち、「減価償却累計額」欄は、「社会福祉法人会計基準の制定について（社会福祉法人新会計基準）」の「社会福祉法人会計基準注解」中、「財務諸表に対する注記（法人全体用）」の「9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における「減価償却累計額の合計欄に記載した金額」を転記すること。</li> <li>・「1. 法人単位の資金収支の状況」、「2. 法人単位の事業活動の状況」、「3. 法人単位の資産等の状況」について、端数処理により、合計が一致しないことも可とする。</li> <li>・「4. 積立金の状況」について、積立金の種類が多く、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。</li> <li>・「4. 積立金の状況」のうち、「積立計画の有無」欄については、法人において明確に積立計画を策定している場合に限り「○」を記載すること。</li> <li>・「4. 積立金の状況」欄については、適用する会計基準の種類に関わらず、記載可能な範囲で記載すること。</li> <li>・「5. 関連当事者との取引の内容」欄への記載対象となる「関連当事者」とは、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該社会福祉法人の役員及びその近親者</li> <li>② ①に該当する者が議決権の過半数を有している法人</li> </ul> </li> </ul> <p>が該当し、これらの者との年間1,000万円以上の取引について記載すること。本項目は、社会福祉法人新会計基準に基づき財務諸表に注記することとなっているため、当該注記を転記すること。注記の記載方法は、「社会福祉法人会計基準の制定について（社会福祉法人新会計基準）」における「社会福祉法人会計基準注解」及び「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5. 関連当事者との取引の内容」欄については、社会福祉法人新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、記載可能な範囲で記載すること。</li> <li>・「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」については、貴法人において対応しているものがあれば、「実施の有無」欄のプルダウンにより「○」を選択すること。</li> <li>・「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」のうち、「5. 貧困・生活困窮者等を対象</li> </ul>
--	--

	<p>とした住宅の斡旋、食事の提供等の実施」における「貧困・生活困窮者等」には、生計困難者やそれに準ずる者に対するもの、「住宅の斡旋、食事の提供等」には、これら例示に限定するものではなく、対象となる者へ実施している現物給付など幅広い支援を含むものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」欄において、その他を選択する場合は、必ずカッコ内に具体的な事業内容を記載すること。</li> <li>・ 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」のうち「本年度支出額」については、金額の多寡を見る趣旨ではなく、貴法人において金銭の支出がある場合であって、費用が明らかない場合には金額を記載し、費用が不明又は算定出来ない場合については、「―」を記載すること。</li> <li>・ 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」欄については、適用する会計基準の種類に関わらず、記載可能な範囲で記載すること。</li> </ul>
--	--

(改正案)

別紙2

社会福祉法人定款例

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項(直線) → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(法第31条第1項各号に掲げる事項等) ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項(点線) → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定(法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条)</li><li>・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号)</li><li>・ 重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)</li><li>・ 多額の借財(法第45条の13第4項第2号)</li><li>・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号)</li><li>・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号)</li><li>・ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号) ※一定規模を超える法人のみ</li><li>・ 競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項)</li><li>・ 計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項)</li><li>・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項)</li><li>・ その他の重要な業務執行の決定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事、監事、会計監査人の選任(法第43条)</li><li>・ 理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項)★</li><li>・ 理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条)</li><li>・ 理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項)★</li><li>・ 役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項)</li><li>・ 計算書類の承認(法第45条の30第2項)</li><li>・ 定款の変更(法第45条の36第1項)★</li><li>・ 解散の決議(法第46条第1項第1号)★</li><li>・ 合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8)★</li><li>・ 社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項)</li><li>・ その他定款で定めた事項</li></ul> <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>

# 社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。



(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第 31 条第 5 項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

#### (評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考)

無報酬の場合は、その旨を定めること。

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号)。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項)。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印することとしても差し支えないこと。

## 第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

### (役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(4) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

### (役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

### (理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること



⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

### (招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

### (議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考)

定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟( 平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地(平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

#### （基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### （資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### （事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第〇〇条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

## 第七章 解散

### (解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

### (定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

### (施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員、評議員く、会計監査人〉は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

(案)

雇児総発 第 号  
社援基発 第 号  
障企発 第 号  
老高発 第 号  
平成28年11月〇〇日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局高齢者支援課長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局長企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することといたしました。

なお、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）改正法附則第7条に基づく定款の変更の認可については、本通知による改正後の別紙（社会福祉法人審査要領）によって行うこととなります。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号 平成12年12月1日 （最終改正：平成28年11月〇日）</p> <p>都道府県 各指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省老人保健福祉局企画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p>社会福祉法人の認可について（通知）</p> <p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年11月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。</p> <p>このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たつて</p>	<p>障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号 平成12年12月1日 （最終改正：平成25年3月29日）</p> <p>都道府県 各指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省老人保健福祉局企画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p>社会福祉法人の認可について（通知）</p> <p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年11月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。</p> <p>このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たつて</p>



いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙

社会福祉法人審査要領

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

(1) 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

ウ 事業規模に応じた資産を有すること。

エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の全部が参加することを原則とすること。

オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。

カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

(2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。  
ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。

いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙

社会福祉法人審査要領

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

(1) 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

ウ 事業規模に応じた資産を有すること。

エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の全部が参加することを原則とすること。

オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。

カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

(2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。  
ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。

<p>イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加していること。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。</p> <p>(4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を営業者は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。</p>	<p>イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加していること。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。</p> <p>(4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を営業者は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。</p>
<p>2 公益事業</p> <p>次のような場合は公益事業であること(社会福祉事業に該当するものを除く。)</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を営業者又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業</p> <p>なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホームを営業者事業</p> <p>(4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業</p> <p>(5) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を営業者事業</p>	<p>2 公益事業</p> <p>次のような場合は公益事業であること(社会福祉事業に該当するものを除く。)</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を営業者又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業</p> <p>なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホームを営業者事業</p> <p>(4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業</p> <p>(5) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を営業者事業</p>

<p>なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。</p> <p>3 収益事業</p> <p>(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として回復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。</p> <p>ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等</p> <p>イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合</p> <p>ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営営する場合</p> <p>(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業</p> <p>イ 高利な融資事業</p> <p>ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。</p> <p>ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p> <p>(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。</p> <p>なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。</p>	<p>なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。</p> <p>3 収益事業</p> <p>(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として回復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。</p> <p>ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等</p> <p>イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合</p> <p>ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営営する場合</p> <p>(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業</p> <p>イ 高利な融資事業</p> <p>ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。</p> <p>ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p> <p>(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。</p> <p>なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。</p>
--	--

第2 法人の資産	第2 法人の資産
<p>(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。</p> <p>ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。</p> <p>イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。</p> <p>(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。</p> <p>(3) 法人を設立する場合には、必要な資産として<u>その他財産</u>のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。</p> <p>なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)上の障害福祉サービス又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合には、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。</p> <p>(4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。</p> <p>(5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。</p> <p>(6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。</p>	<p>(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。</p> <p>ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。</p> <p>イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。</p> <p>(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。</p> <p>(3) 法人を設立する場合には、必要な資産として<u>運用財産</u>のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。</p> <p>なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)上の障害福祉サービス又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合には、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。</p> <p>(4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。</p> <p>(5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。</p> <p>(6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。</p>

<p>と。</p> <p>(7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p> <p>(8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。</p> <p>ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。</p> <p>(9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。</p> <p>(10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。</p> <p>(11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。</p> <p>ア 名称</p> <p>イ 事務所の所在地</p> <p>ウ 資本金等</p> <p>エ 事業内容</p> <p>オ 役員の数及び代表者の氏名</p> <p>カ 従業員の数</p> <p>キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合</p> <p>ク 保有する理由</p>	<p>と。</p> <p>(7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p> <p>(8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。</p> <p>ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。</p> <p>(9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。</p> <p>(10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。</p> <p>(11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。</p> <p>ア 名称</p> <p>イ 事務所の所在地</p> <p>ウ 資本金等</p> <p>エ 事業内容</p> <p>オ 役員の数及び代表者の氏名</p> <p>カ 従業員の数</p> <p>キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合</p> <p>ク 保有する理由</p>
--	---

<p>ケ 当該株式会社等の入手日</p> <p>コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>(1) 「社会福祉事業について<u>識見</u>を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。</p> <p>ア 社会福祉に関する教育を行う者</p> <p>イ 社会福祉に関する研究を行う者</p> <p>ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者</p> <p>エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>(2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。</p> <p>ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員</p> <p>イ 民生委員・児童委員</p> <p>ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等</p> <p>エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</p> <p>オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>ケ 当該株式会社等の入手日</p> <p>コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>(1) 次のような者は、「社会福祉事業について<u>学識経験</u>を有する者」であること。</p> <p>ア 社会福祉に関する教育を行う者</p> <p>イ 社会福祉に関する研究を行う者</p> <p>ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者</p> <p>エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>(2) 次のような者は、「地域の福祉関係者」であること。ただし、監事については、<u>才</u>を除く。</p> <p>ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員</p> <p>イ 民生委員・児童委員</p> <p>ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等</p> <p>エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</p> <p>オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p> <p>(3) 理事として1人以上参加することとされている「施設長等」は、施設経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長又は施設の職員に限られるものではないこと。</p> <p>(4) 「介護保険事業」とは、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等の事業、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業及び同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業であること。</p> <p>(5) 「あらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であるし、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」とは、評議員会の諮問機関としての位置付けを</p>
--	---

<p>第4 担保提供の承認</p> <p>(1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であつてはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。</p> <p>(2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込まれないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。</p> <p>(3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。</p> <p>(4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。</p>	<p>明確にしたものであること。また事前に意見を聴くことを不要とする「一定の場合」とは、必ずしも災害時に限られるものではなく、この場合は事後に意見を聴くことで差し支えないこと。</p> <p>(6) 「勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと。</p> <p>第4 担保提供の承認</p> <p>(1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であつてはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。</p> <p>(2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込まれないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。</p> <p>(3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。</p> <p>(4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。</p>
<p>(削る)</p>	

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・ 子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）【第 14 版】が発出…………… 1
- ・ 保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議について… 5
- ・ 平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について…………… 6

## 子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）【第 14 版】が発出

平成 28 年 10 月 19 日付けで、「子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）【第 14 版】」が発出されました。

第 14 版では、「保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱い」や「利用定員の変更についての取扱い」等が掲載されたほか、事業計画の中間年の見直しについて、国で基本的考え方を整理している旨が記載されました。

新規に掲載または修正された事項は以下の通りです（No. は FAQ の通し番号）。

### 8 自治体向け FAQ【第 14 版】平成 28 年 10 月 19 日※下線部分は修正・追記箇所。その他は、すべて新規事項。

No.	事項	問	答
8	事業計画（中間年の見直し）	子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、今後、国から方法・時期等を示す予定はありますか。	基本指針において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当初の計画で定めた教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合、計画期間の中間年（第 1 期の計画については平成 29 年度）を目安として、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされております。 現在、国において自治体における事務負担等に配慮しつつ、中間年の見直しに当たっての基本的な考え方について整理しているところです。
45	保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない	①例えば 1 日 8 時間・1 か月 14 日勤務の場合のように、1 か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては 8 時間を超えて施設を利用	保育必要量の認定に当たっては、1 か月当たりの就労時間が 120 時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120 時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。 ①一方で、ご指摘の例のように 1 か月の就労時間は 120 時間に満たないものの、1 日の就労時間が 8 時間



	<p>い場合の取扱い</p>	<p>せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。</p> <p>②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前9時～午後5時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。</p> <p>③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。</p>	<p>以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。</p> <p>②また、ご指摘の例のように、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えます。（ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です。）</p> <p>③この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても保育標準時間として認定しても差し支えありません。</p> <p>なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については①に該当します。</p>
113	<p>利用定員の変更について</p>	<p>1号認定の利用定員を減少させ、その分、2号認定の利用定員を増加させるなど際、施設全体としての利用定員に変更がない場合でも子ども・子育て支援法に基づく申請・届出が必要なのでしょうか。</p> <p>また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（運営基準）において、特定教育・保育施設等は、3号認定について、満1歳未満児の利用定員と満1歳以上児の利用定員を区分して定めることとされていますが、3号認定全体の利用定員を変更せずに、満1歳未満児と満1歳以上児の利用定員数の内訳を増減させる場合はどのような手続きが必要でしょうか</p>	<p>施設全体としての利用定員に増減がない場合でも、認定区分ごとの利用定員の増加・減少が生じる場合には、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定による申請（増加の場合）、第35条第2項の規定による届出（減少の場合）が必要となります。なお、減少の場合は、利用定員の減少の日の三か月前までに届け出なければいけません。</p> <p>また、3号認定全体の利用定員を変更せずに、満1歳未満児と満1歳以上児の利用定員数の内訳を変更する場合には、子ども・子育て支援法第32条及び第35条の規定による申請及び届出は不要ですが、あらかじめ利用者（利用予定者を含む。）に説明を行い理解を得ておくことが望まれます（各施設の判断で、他の年齢区分ごとに利用定員の内訳を定めている場合についても同様）。</p>

317	地域子育て支援拠点事業について	<p>地域子育て支援拠点事業について、実施要綱の4.実施方法②一般型イ.実施場所（ア）では「公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場所として適した場所」とありますが、これらの他にどのような場所で実施することが可能でしょうか。例えば、幼稚園や認定こども園で事業を実施することは可能でしょうか。</p>	<p>実施要綱に例示した場所に限らず、子育て親子が集う場として適した場所であれば、地域子育て支援拠点事業の実施場所とすることができます。</p> <p>幼稚園・認定こども園は、教育・保育に関する専門性を活かして、従前から、地域における幼児期の教育・保育のセンターとして子育て家庭の保護者等に対する支援（各種講座の開催、教育相談事業の実施、親子登園など未就園児教室の実施等）を行ってきており、その知識・経験を有効活用する観点から、本事業の実施場所とすることが考えられます。</p> <p><u>なお、幼稚園・認定こども園における子育て支援活動については、私学助成の「子育て支援推進経費」（幼稚園の子育て支援活動の推進）を活用することも可能であり、各自治体におかれては、地域及び各園の実情に応じ、積極的な対応をお願いします。</u></p>
320	病児保育の広域利用	<p>病児保育を利用する際、居住地市町村以外の病児保育を利用することは可能ですか。その際、どのようなことに留意する必要がありますか。</p>	<p>病児保育について、居住地に利用できる施設があるとは限らないため、広域的な利用ニーズに応じていく必要があります。</p> <p>このため、市町村間ではあらかじめ広域利用があった場合の費用負担について十分に協議していただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。</p> <p>①一定数の利用者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、市町村間において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。（なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。）</p> <p>②複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。</p> <p>③（①、②に該当しないような）急遽利用があった場合など、事後的に利用実績を把握した場合、費用負担の調整を市町村間で行ってください。</p> <p>都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行ってください。</p>
321	放課後児童健全育成事業	<p>開所日数加算について、交付要綱では「(年間開所日数-250日)×15,000円(1日8時間以上開所する場合)」とされていますが、平日についても1日8時間以上開所しなくてはならな</p>	<p>小学校の年間授業日数や長期休暇期間等における平日の日数等を勘案し250日と設定しており、この日数を超えてクラブを開所する場合に開所日数加算の対象となる。</p> <p>このため、開所日数加算の対象となる開所日が長期休暇期間等に当たることを想定し、交付要綱では「(年</p>

		いのでしょうか。	間開所日数-250日)×15,000円(1日8時間以上開所する場合)」としているところであり、平日について1日8時間以上の開所を必要としているものではない。
322	放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業)	放課後児童クラブ設置促進事業における「既存施設の改修」とは、どの程度の改修を想定しているのでしょうか。	床板やカーペットの張り替え、壁紙のはり替えなどの軽微な改修を想定している。建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修は放課後児童クラブ設置促進事業の補助対象外となる。
323	放課後児童クラブ運営支援事業(障害児受入推進事業)	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置しましたが、年間を通して障害児の利用がなかった場合、補助対象となるのでしょうか。	障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童指導員等を配置していれば、結果として障害児の利用がなかった場合でも補助対象となる。
324	放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助)	土地借料の補助対象となる期間はいつになるのでしょうか。	工事契約日以降から放課後児童クラブを開所するまでの期間における土地借料が補助対象となる。
325	放課後児童支援員等処遇改善等事業	平成27年度に賃金改善を図り、国庫補助の対象となりましたが、平成28年度も国庫補助の対象となるには、更なる賃金改善をしないといけないのでしょうか。	平成25年度の賃金と比較して、賃金改善がされていれば補助対象となるため、平成27年度の賃金と比較する必要はない。
326	一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価	園の行事等のため、休日(土日祝)を営業日に、平日を休業日に振り替えている場合、一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価における「平日」と「休日」の取扱いはどのようになるのでしょうか。	園の行事等のために営業日の振替えを行っている場合、振替え後の取扱いに合わせるようになります。例えば、日曜日を営業日に、翌日の月曜日を休業日に振り替えている場合、日曜日は「平日」、月曜日は「休日」の単価が適用されます。
327	一時預かり事業(幼稚園型)の利用料の設定	休日や長期休業中の利用料を平日と変えることは可能でしょうか。	利用料については、市町村又は各園で自由に設定していただくものですので、日によって利用料を変えることは差し支えありませんが、その理由を含め、あらかじめ利用者にはしっかりと説明を行うことが望まれます。
400	マイナンバー関連	保護者からの支給認定について、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、事業者は必ず「行政手続における特定の個	事業者を経由して市町村へ申請を行う場合であっても、個人番号が記載された申請書類等を密封した(施設等で確認等を行わない)まま市町村に提出する場合には、当該事業者は、番号法における「個人番号関係事務実務者」に該当せず、本人確認を行う必要は

		<p>人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）における「個人番号関係事務実施者」に該当し、申請者に対する本人確認を行わなければならないことになるのですか。</p>	<p>ありません。 この場合、市町村が申請者の本人確認を行うこととなりますが、市町村による本人確認については、申請者本人の身分証明証の写し等の添付や電話による対応も可能とされています。詳細については、各自治体の番号制度主管課にお問い合わせ願います。</p>
--	--	--	--

FAQ の内容は、内閣府ホームページからご覧いただけます。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>Q&A 集

[Ohttp://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html)

## 保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する 調査研究協力者会議について

厚生労働省は、平成 28 年 10 月から「保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議」を実施しています。

本会議の背景には、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在 4 万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」とされている状況があります。

また、「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」（平成 28 年 8 月 2 日社会保障審議会児童部会保育専門委員会）においても、職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実を図ることが課題とされていることから、これらをふまえ、保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、保育士のキャリアアップにつながる研修体系や研修システムの構築について、検討されているものです。

調査研究では、①保育士のキャリアパスや研修体系に関する先行研究・都道府県等における先行事例の調査・収集、②有識者や関係団体等で構成する調査研究協力者会議を開催し、保育士のキャリアパスを構築するための研修体系及び研修実施体制について検討、③調査研究協力者会議の最終まとめを踏まえたシンポジウムの開催が予定されています。

調査研究協力者会議は平成 28 年末までに全 4 回が予定され、第 1 回が 10 月 11 日、第 2 回が 10 月 31 日に開催され、次回第 3 回（11 月 24 日）で研修体系について中間まとめ（案）が示され、研修の実施体制を含めた最終まとめを 12 月下旬までに行うこととされています。

なお、会議には全保協 小島 伸也副会長が参加しています。

本調査研究事業の概要ならびに、地方公共団体及び保育団体における「保育士の研修体系に関する調査」結果が資料として配布されていますので、別添をご参考ください。

## 平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について

厚生労働省は、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成 28 年度においても、「児童虐待防止推進月間」実施要綱に基づき、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取り組みを全国的に実施することとして、全国保育協議会も参画する児童虐待防止対策協議会に対して周知協力依頼がありました。

つきましては、関係者等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼にご配慮ください。

「児童虐待防止推進月間」の詳細は、別添の実施要綱をご参照ください。

### 【平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」標語】

『さしのべて あなたのその手 いちはやく』

※全国から 7,034 作品（有効応募総数）の応募

# 保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究事業（概要）

（平成28年度子ども・子育て支援推進委託調査研究事業）

第1回調査研究協力者会議

平成28年10月11日

2頁

## 【背景・目的】

- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」こととされている。
- ・ また、「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」（平成28年8月2日社会保障審議会児童部会保育専門委員会）においても、職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実を図ることが課題とされている。
- ・ これらのことを踏まえ、保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、保育士のキャリアアップにつながる研修体系や研修システムの構築について検討する。

## 【調査研究の内容】

1. 保育士のキャリアパスや研修体系に関する先行研究・都道府県等における先行事例の調査・収集。
2. 有識者や関係団体等で構成する調査研究協力者会議を開催し、保育士のキャリアパスを構築するための研修体系及び研修実施体制について検討。
3. 調査研究協力者会議の最終まとめを踏まえたシンポジウムの開催。

※4回開催予定。11月上旬までに研修体系について中間まとめを行い、研修の実施体制を含めた最終まとめを12月下旬までに行う。

＜調査研究協力者会議の構成員＞ ※五十音順、敬称略

秋田 喜代美	東京大学大学院教授
小島 伸也	全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長、認定子ども園はりはら保育園園長
小林 澄子	群馬県総合教育センター一幼児教育センター長
清水 益治	帝塚山大学教授
那須 信樹	東京家政大学教授
西村 重稀	日本保育協会理事、仁愛大学名誉教授
平野 弘和	全国私立保育園連盟常務理事、岩根保育園園長
正垣 豊	奈良県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課長

## 調査研究協力者会議における主な検討事項

### 【研修の体系化について】

- 現在、各都道府県で内容が区々である、一般から中堅の保育士を対象とした研修について、保育現場で必要な専門性や研修事例等を踏まえ、望ましい研修内容等を検討。
- 研修時間数、修了要件、研修講師の資格等についても、併せて検討を行い、シラバスの案の形で成果物をまとめることを目指す。
- これらの研修の修了を、将来的にはキャリアアップの仕組みにつなげていくことも見据えて検討。

### 【研修システムの構築について】

- 現在の研修の実施状況や研修の対象者数等も踏まえ、研修の実施主体、実施方法等について検討。
- 子育て支援員研修等の先行事例を参考に、研修内容・質の確保のための方策(国の定めたシラバスに合致するか)の認定の仕組み等)について検討。
- 修了者の情報(修了者名簿等)の管理等について、将来的にキャリアアップの仕組みにつなげていくことも見据え、どのように行っていくことが適当かについても検討。

保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議

# 地方公共団体及び保育団体 における事例の調査結果について

2016年10月31日



# 1. 調査概要

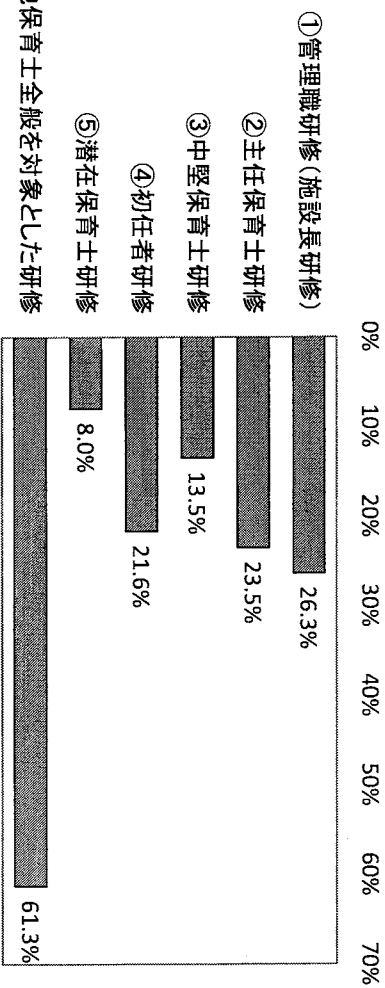
- 調査名「保育士の研修体系に関する調査」
- 調査目的：自治体及び保育団体が実施する保育士を対象とした研修について、対象職階別に把握
- 対象：全国の自治体（都道府県、市区町村）  
保育団体（支部含む）
- 調査方法：メールによる配布・回答（一部郵送）
- 実施期間：平成28年9月16日（金）～10月24日（月）
- 回収数：984件

都道府県	39	(	4.0%)
指定都市	16	(	1.6%)
中核都市	35	(	3.6%)
その他の市町村	838	(	85.2%)
保育団体	56	(	5.7%)
合計	984	(	100.0%)

## 2. 保育士向け研修の実施状況

■職階別ではなく、保育士全般を対象とした研修が最も多い。  
 ■職階別の研修については、「中堅保育士研修」の実施割合が最も低い。  
 →主任保育士以下のキャリアパスが不明確なことが要因と考えられる。

保育士向け研修の実施状況 (n=984)

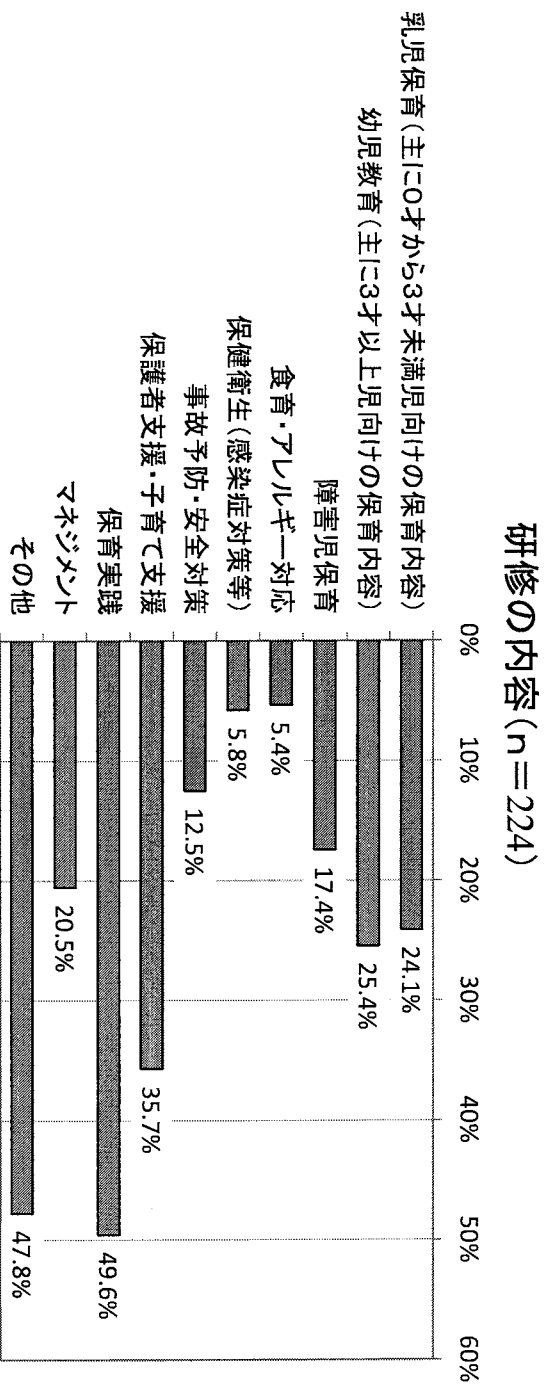


	回答者数	①管理職研修(施設長研修)	②主任保育士研修	③中堅保育士研修	④初任者研修	⑤潜在保育士研修	⑥その他保育士全般を対象とした研修
全体	984	259 (26.3%)	231 (23.5%)	133 (13.5%)	213 (21.6%)	79 (8.0%)	603 (61.3%)
都道府県	39	23 (59.0%)	21 (53.8%)	17 (43.6%)	22 (56.4%)	26 (66.7%)	31 (79.5%)
指定都市	16	16 (100.0%)	13 (81.3%)	11 (68.8%)	12 (75.0%)	12 (75.0%)	18 (100.0%)
中核都市	35	21 (60.0%)	20 (57.1%)	16 (45.7%)	18 (51.4%)	13 (37.1%)	31 (88.6%)
その他の市町村	838	156 (18.6%)	146 (17.4%)	71 (8.5%)	130 (15.5%)	22 (2.6%)	474 (56.6%)
保育団体	56	43 (76.8%)	31 (55.4%)	18 (32.1%)	31 (55.4%)	6 (10.7%)	51 (91.1%)

※中堅保育士研修は、①②④又は⑤以外の特定の層の保育士を対象としたもの

### 3. 中堅保育士向け研修の内容①

■研修の内容は、「保育実践」が最も多く、「保護者支援・子育て支援」や「幼児教育」、「乳児保育」など、様々な分野の研修が実施されている。



	全体	乳児保育 (主に0才から3才未満児向けの保育内容)	幼児教育 (主に3才以上児向けの保育内容)	障害児保育	食育・アレルギーマネジメント	保健衛生 (感染症対策等)	事故予防・安全対策	保護者支援・子育て支援	保育実践	マネジメント	その他
全体	224 ( )	54 (24.1%)	57 (25.4%)	39 (17.4%)	12 (5.4%)	13 (5.8%)	28 (12.5%)	80 (35.7%)	111 (49.6%)	46 (20.5%)	107 (47.8%)
都道府県	27 ( )	11 (40.7%)	11 (40.7%)	7 (25.9%)	1 (3.7%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	11 (40.7%)	17 (63.0%)	8 (29.6%)	20 (74.1%)
指定都市	21 ( )	5 (23.8%)	5 (23.8%)	3 (14.3%)	2 (9.5%)	0 (0.0%)	5 (23.8%)	4 (19.0%)	10 (47.6%)	0 (0.0%)	17 (81.0%)
中核都市	32 ( )	5 (15.6%)	5 (15.6%)	3 (9.4%)	3 (9.4%)	2 (6.3%)	7 (21.9%)	14 (43.8%)	17 (53.1%)	4 (12.5%)	9 (28.1%)
その他の市町村	113 ( )	25 (22.1%)	27 (23.9%)	22 (19.5%)	6 (5.3%)	7 (6.2%)	10 (8.8%)	38 (33.6%)	52 (46.0%)	27 (23.9%)	50 (44.2%)
保育団体	31 ( )	8 (25.8%)	9 (29.0%)	4 (12.9%)	0 (0.0%)	1 (3.2%)	3 (9.7%)	13 (41.9%)	15 (48.4%)	7 (22.6%)	11 (35.5%)

### 3. 中堅保育士向け研修の内容②

■研修の内容の「その他」の主な内容は、下記の通り。

- ・ 保育行政
- ・ 児童虐待
- ・ 保幼小連携
- ・ リーダー保育士としての役割と課題
- ・ 人材育成
- ・ コーピング、コミュニケーション力等
- ・ 職場のメンタルヘルスマ
- ・ 自己評価
- ・ 保育実習生の指導
- ・ 人権保育・教育
- ・ 危機管理

### 3. 中堅保育士向け研修の内容③

- 研修の期間は、平均8.2時間、2日で実施。都道府県の研修は14.5時間と長い。
- 都道府県の研修は、委託での実施が中心。他は、直接実施。

研修の時間・規模

	研修時間 (時間)	研修期間 (日)	受講者数 (人)
全体	8.2	2.3	68.3
都道府県	14.5	2.9	100.2
指定都市	9.3	2.1	94.5
中核都市	6.1	1.9	49.6
その他の市町村	7.6	2.6	37.2
保育団体	5.5	1.3	151.0

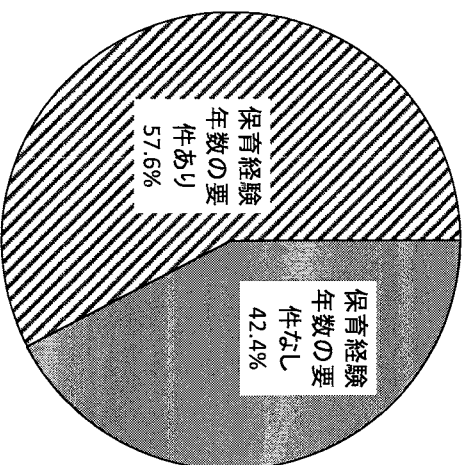
実施方法

	全体	直接実施	一部委託	全部委託
全体	217	166 ( 76.5%)	6 ( 2.8%)	45 ( 20.7%)
都道府県	27	11 ( 40.7%)	0 ( 0.0%)	16 ( 59.3%)
指定都市	22	18 ( 81.8%)	2 ( 9.1%)	2 ( 9.1%)
中核都市	31	24 ( 77.4%)	0 ( 0.0%)	7 ( 22.6%)
その他の市町村	108	85 ( 78.7%)	4 ( 3.7%)	19 ( 17.6%)
保育団体	29	28 ( 96.6%)	0 ( 0.0%)	1 ( 3.4%)

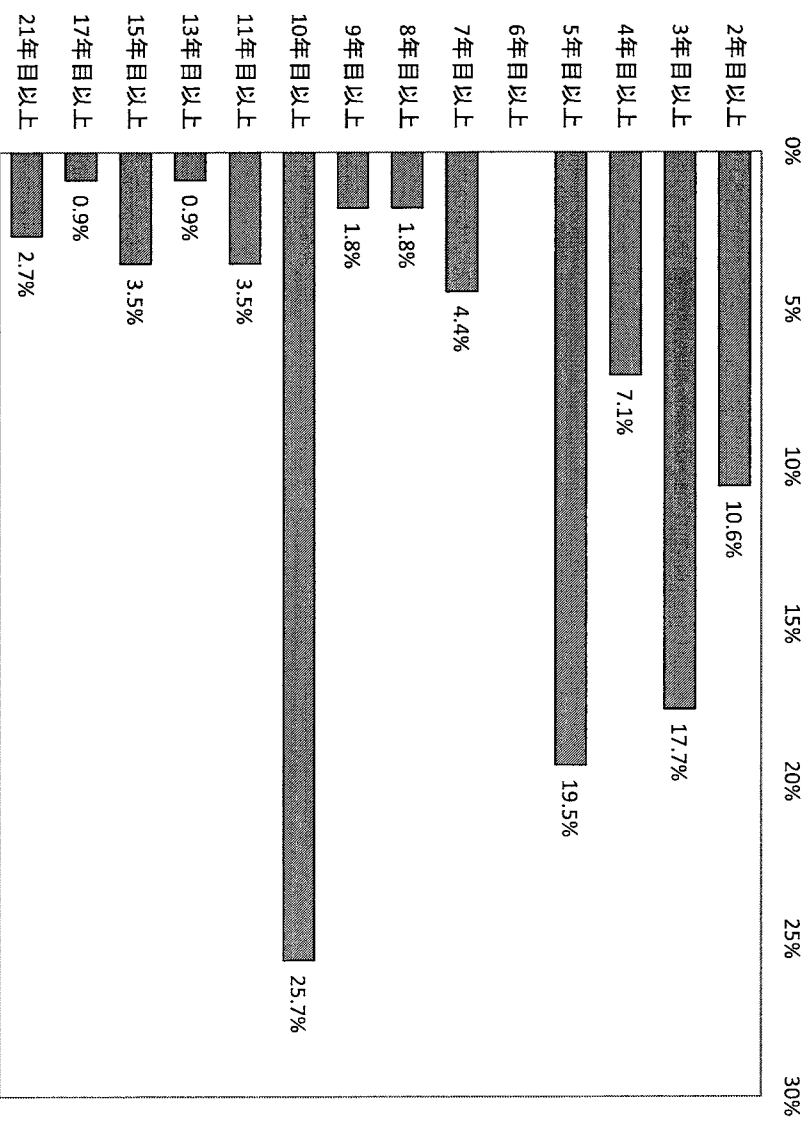
### 3. 中堅保育士向け研修の内容④

- 初任者や主任保育士等を除いた特定の層の保育士(中堅保育士)を対象とした研修のうち、経験年数の要件を定めているのは、6割弱。
- 保育経験年数の要件の内訳をみると、「10年目以上」が最も割合が高く、次いで「5年目以上」「3年目以上」と続く。

保育経験年数の要件 (n=210)



保育経験年数の要件の内訳 (n=113)



### 3. 中堅保育士向け研修の内容⑤（愛知県の場合）

平成28年度 愛知県現任保育士研修  
中堅前期保育士研修 実施要綱

目的：保育実践を積み重ねた上で、基礎理論を学び直すことにより自己の保育の確立に繋げるとともに、保育実践の振り返り（自己分析・自己評価）と保育実践への結びつけの必要性そのものを学び、今後の資質向上の土台を築く。

参加資格：職歴経験 3～6年  
定員：80名（定員に限りがありますので、申し込み多数の場合は調整をさせていただきます。先着順ではございません）  
開校期間：前半8月22日（月）・23日（火） 2日間（名古屋学院短期大学）  
後半8月24日（水）～8月26日（金） 3日間（愛知江南短期大学） 合計5日間  
開講時間：9:20～16:30  
研修会場：※前半と後半で会場が異なります。ご注意ください。

前半：名古屋短期短期大学 〒466-0034 名古屋市中区明月町2-54 教室：1号館 42号教室 ※駐車場はご用意いたしておりますので、公共交通機関にてお越しください。 ※学食はございませんので、当日は昼食をご用意いただくか、近隣にてご用意ください。 ※動きやすい服装でご参加ください。	後半：愛知江南短期大学 〒463-8086 江南市高屋町大森原172 名称江南駅よりスクールバスにて10分 9:00 江南駅前森 教室：1-402 教室 ※お車を使用される場合は学内駐車場使用可能です。 ※学食は学生食堂をご利用いただけます。 ※動きやすい服装でご参加ください。
---	---

内容：

中堅前期保育士の役割・保育者論	4
子どもの発達と子ども理解、援助の視点・方法	2
障害児保育（発達障害の理解、統合保育）	2
乳児保育（意義、環境構成、個々の発達を踏まえた保育実践）	1
指導計画【演習】	2
保育士の自己評価【演習】	3
保護者対応	2
保育職の魅力の伝達【演習】	4

平成28年度 愛知県現任保育士研修  
中堅後期保育士研修 実施要綱

目的：保育実践の要となるとともに、後進保育士のモデルとなり、育成する役割を果たせるよう、基礎理論を学び直すとともに、保育者の発達原則を再確認し、保育現場での科学的・論理的思考に基づいた指導計画の立案と保育実践に繋げる。

参加資格：職歴経験 7年目以上  
定員：80名（定員に限りがありますので、申し込み多数の場合は調整をさせていただきます。先着順ではございません。）  
開校期間：9月5日（月）～9月9日（金） 5日間  
開講時間：9:20～16:30  
研修会場：岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 使用教室 2201 教室  
〒444-0015 岡崎市中町1-8-4 TEL0564-22-1295  
名称名古屋本線「東岡崎駅」から、名鉄バスター北口②番乗り場  
「中央総合公園」「市民病院」方面に乗り、「岡崎さんき館前」下車。徒歩5分

中堅後期保育士の役割・保育者論	2
子どもの発達と子ども理解、援助の視点・方法	4
障害児保育（発達障害の理解、統合保育）	2
乳児保育（意義、環境構成、個々の発達を踏まえた保育実践）	1
保育の原理、保育所の社会的責任	2
指導計画【演習】	3
保育士のメンタルヘルス	2
保育職の魅力の伝達【演習】	4

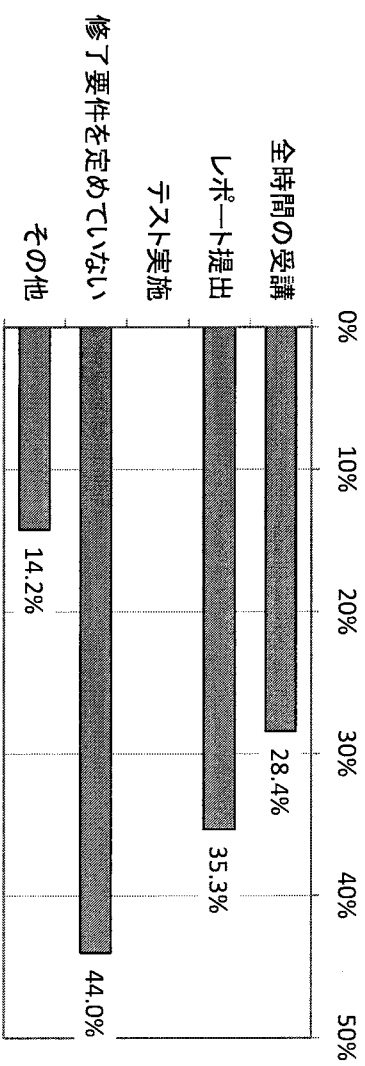
講義内容：

[出所]愛知県現任保育士研修運営協議会

### 3. 中堅保育士向け研修の内容⑥

■修了要件は「定めていない」「レポート提出」の割合が高い。

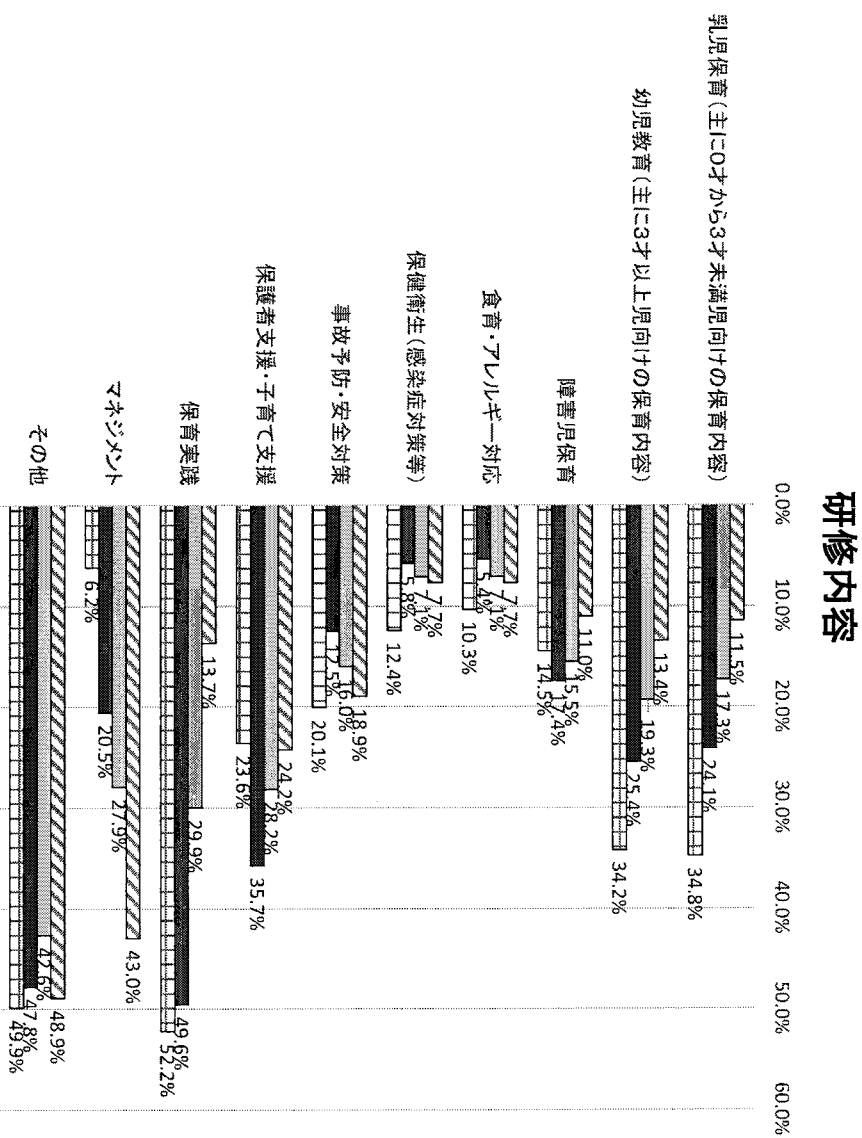
修了要件 (n=218)





## 4. 職階別研修の比較①

■ 職階別にみると、初任者研修では、「乳児保育」、「幼児教育」、「保育実践」といった保育内容に関する内容を実施している割合が高く、中堅保育士研修では、「保護者支援・子育て支援」を実施している割合が、他の階層と比べて高い。



□ ①管理職研修 (施設長研修) n=(454) □ ②主任保育士研修 n=(394)  
 ■ ③中堅保育士研修 n=(224) □ ④初任者研修 n=(339)

#### 4. 職階別研修の比較②

■職階別にみると、下の職階ほど、研修時間・研修期間は長くなり、受講者規模も小さくなる。

■ただし、都道府県の研修においては、中堅保育士研修が最も研修時間・研修期間は長く、受講者規模は小さい。

研修の時間・規模

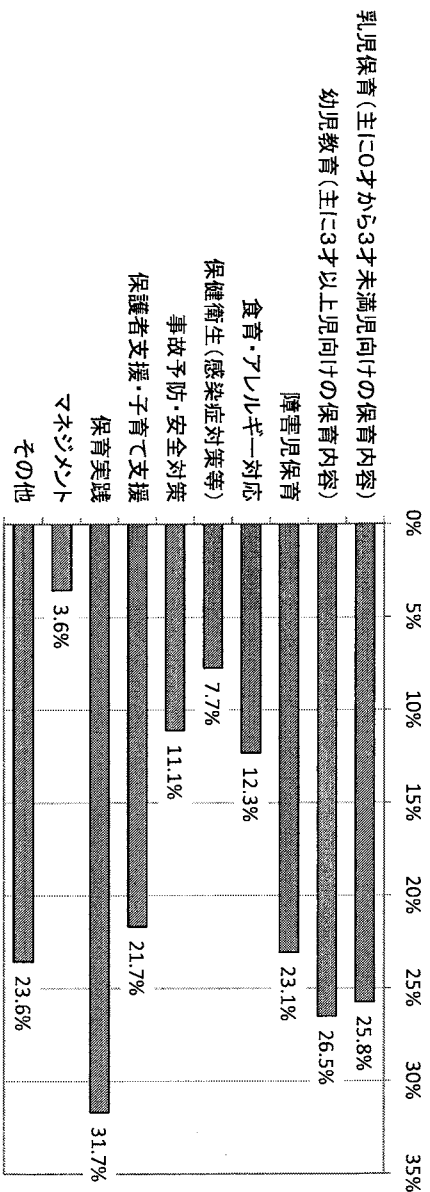
全体	研修時間 (時間)	研修期間 (日)	受講者数 (人)
①管理職研修	6.1	2.1	76.7
②主任保育士研修	7.2	2.2	62.2
③中堅保育士研修	8.2	2.3	68.3
④初任者研修	9.4	2.5	49.1

都道府県	研修時間 (時間)	研修期間 (日)	受講者数 (人)
①管理職研修	7.7	1.9	171.7
②主任保育士研修	10.3	2.1	154.0
③中堅保育士研修	14.5	2.9	100.2
④初任者研修	13.6	2.6	143.3

## 5. 保育士全般を対象とした研修の内容①

■保育士全般を対象とした研修の内容は、「保育実践」「幼児教育」「乳児保育」「障害児保育」「保護者支援・子育て支援」など、様々な内容となっている。

研修の内容 (n=2492)



	全体	乳児保育(主に0才から3才未満児向けの保育内容)	幼児教育(主に3才以上児向けの保育内容)	障害児保育	食育・アレルギー対応	保健衛生(感染症対策等)	事故予防・安全対策	保護者支援・子育て支援	保育実践	エネジメント	その他
全体	2492 (1.82)	642 (25.8%)	661 (26.5%)	575 (23.1%)	307 (12.3%)	193 (7.7%)	277 (11.1%)	540 (21.7%)	790 (31.7%)	89 (3.6%)	587 (23.6%)
都道府県	172 (1.94)	39 (22.7%)	31 (18.0%)	40 (23.3%)	24 (14.0%)	14 (8.1%)	14 (8.1%)	52 (30.2%)	49 (28.5%)	7 (4.1%)	64 (37.2%)
指定都市	223 (1.60)	44 (19.7%)	32 (14.3%)	43 (19.3%)	35 (15.7%)	30 (13.5%)	24 (10.8%)	36 (16.1%)	58 (26.0%)	6 (2.7%)	48 (21.5%)
中核都市	197 (1.58)	41 (20.8%)	41 (20.8%)	49 (24.9%)	17 (8.6%)	18 (9.1%)	14 (7.1%)	43 (21.8%)	43 (21.8%)	4 (2.0%)	42 (21.3%)
その他の市町村	1655 (1.94)	457 (27.6%)	511 (30.9%)	407 (24.6%)	190 (11.5%)	112 (6.8%)	195 (11.8%)	348 (21.0%)	579 (35.0%)	61 (3.7%)	354 (21.4%)
保育団体	245 (1.82)	61 (24.9%)	48 (18.8%)	36 (14.7%)	41 (16.7%)	19 (7.8%)	30 (12.2%)	61 (24.9%)	61 (24.9%)	11 (4.5%)	79 (32.2%)

## 5. 保育士全般を対象とした研修の内容②

- 研修の期間は、平均6.6時間、2日で実施。都道府県の研修は8.4時間と長い。
- 都道府県の研修は、委託での実施が中心。他は、直接実施。

研修の時間・規模

	研修時間 (時間)	研修期間 (日)	受講者数 (人)
全体	6.6	2.4	112.8
都道府県	8.4	2.2	205.6
指定都市	6.7	2.3	192.5
中核都市	4.9	2.8	135.1
その他の市町村	6.5	2.6	78.2
保育団体	6.8	1.5	193.1

実施方法

	全体	直接実施	一部委託	全部委託
全体	2440 (1.00)	1931 (79.1%)	127 (5.2%)	385 (15.8%)
都道府県	172 (1.00)	67 (39.0%)	2 (1.2%)	103 (59.9%)
指定都市	221 (1.00)	164 (74.2%)	14 (6.3%)	43 (19.5%)
中核都市	196 (1.00)	150 (76.5%)	12 (6.1%)	34 (17.3%)
その他の市町村	1618 (1.00)	1348 (83.3%)	85 (5.3%)	188 (11.6%)
保育団体	233 (1.00)	202 (86.7%)	14 (6.0%)	17 (7.3%)

## 平成28年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

### 1. 名 称

児童虐待防止推進月間

### 2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければならない。そのため、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策を更に進めることが必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、多くの民間団体や国・地方公共団体等関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止に向けた取組を推進し、その充実と定着を図ることが不可欠である。

このため、11月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

### 3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

### 4. 標 語

『さしのべて あなたのその手 いちはやく』

山口 涼香（やまぐち すずか）さん（神奈川県）の作品

※ 全国公募により選定

### 5. 期 間

平成28年11月1日（火）から30日（水）までの1か月間。

※ ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更可。

### 6. 主 唱 者

厚生労働省、内閣府

### 7. 協 力 者

- (1) 関係省庁等

警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所（オブザーバー）

(2) 関係団体

(一社) 全国認定こども園連絡協議会	(特非) 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
(一社) 全国病児保育協議会	愛育研究所
(一社) 日本こども育成協議会	子どもの虹情報研修センター
(一社) 日本子ども虐待防止学会	全国家庭相談員連絡協議会
(一社) 日本臨床心理士会	全国学童保育連絡協議会
(一財) 児童健全育成推進財団	全国高等学校長協会
(公財) SBI子ども希望財団	全国国公立幼稚園・こども園長会
(公財) 全国里親会	全国児童家庭支援センター協議会
(公社) 全国私立保育園連盟	全国児童自立支援施設協議会
(公社) 全国保育サービス協会	全国児童相談所長会
(公社) 全国幼児教育研究協会	全国児童養護施設協議会
(公社) 日本医師会	全国情緒障害児短期治療施設協議会
(公社) 日本看護協会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本産婦人科医会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本歯科医師会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本小児科医会	全国保育協議会
(公社) 日本助産師会	全国保健師長会
(公社) 日本精神保健福祉士協会	全国保健所長会
(公社) 日本PTA全国協議会	全国母子生活支援施設協議会
(福) 子どもの虐待防止センター	全国民生委員児童委員連合会
(福) 全国社会福祉協議会	全国養護教諭連絡協議会
(福) 日本保育協会	全国連合小学校長会
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会	全日本私立幼稚園連合会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	全日本中学校長会
(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク	日本私立小学校連合会
(特非) 全国小規模保育協議会	日本私立中学高等学校連合会
(特非) 全国認定こども園協会	日本弁護士連合会
(特非) チャイルドライン支援センター	

8. 平成28年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
  - ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会、研修会等の開催
- (3) その他、上記2の趣旨にふさわしい取組の実施
- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
    - ※ 平成27年度、厚生労働省は庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようオレンジ色の紙を貼り、ドレスアップを実施
  - ・ 電話相談等の相談援助活動の実施

## 9. 協力者等への依頼

厚生労働省は、協力者及び地方公共団体に対し、上記4の標語について広報誌への掲載による周知等及び上記8の事項を実施するための支援、協力を依頼すること。

## 10. 月間における関係団体等の取組状況の公表

厚生労働省は、関係府省庁や関係団体等の平成28年度月間における児童虐待防止に向けた取組の実施（予定）状況について調査し、公表すること。

## 11. 児童虐待防止対策協議会（※）の開催

厚生労働省は、児童虐待防止対策協議会を開催し、児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、取組状況について情報交換をするとともに、関係団体等との連携強化や更なる対策の充実を図るための方策を検討するほか、社会全体で解決しなければならない問題であるという認識を共有すること。

### （※）児童虐待防止対策協議会

児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、虐待に関する通告・情報提供の促進と関係団体等との連携強化など、総合的な取組を進めるため、平成11年11月に設置

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

### —今号の目次—

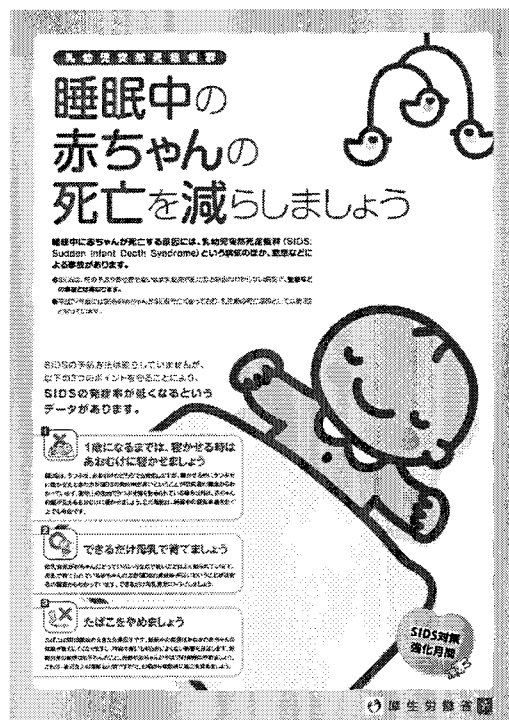
- ・平成 28 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間及び「0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！—家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています—」の周知について…………… 1
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について…………… 2

## 平成 28 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間及び「0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！—家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています—」の周知について

平成 28 年 10 月 31 日、厚生労働省は「平成 28 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間の実施について」及び「0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！—家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています—」の周知について、事務連絡を発出しました。

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間は、本年度 11 月 1 日～11 月 30 日を期間として、別添 1 のとおり実施要綱が通知されています。なお、厚生労働省ホームページに本月間に関する報道発表資料、普及啓発用ポスター及びリーフレットが掲載されていますのでご参考ください。

厚生労働省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2016 年 10 月 > 11 月は「乳幼児突然死症候群 (SIDS)」の対策強化月間です  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140459.html>



【参考】普及啓発用ポスター

また、消費者庁が、別添 2 のとおり「0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！—家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています—」について、平成 28 年 10 月 24 日に報道発表をしていますので、併せてご参考ください。



# 「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について

平成 28 年 10 月 24 日、厚生労働省は、事務連絡「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について」を都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

保育所等における衛生管理については、通知「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成 9 年 6 月 30 日）に基づく対応が図られているところです。

本年 7 月 1 日に、通知「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」により、通知「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日）の別添で示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤の中にはノロウイルスに対して不活化効果が期待できるものがあること等の新しい知見が得られたことから、器具、容器等に塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、有機物存在下で不活化効果を示した亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等を十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点を追加する改正がなされました。

また、通知「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成 28 年 10 月 6 日）においても、当該マニュアルの一部改正がなされました。

当該マニュアルの改正内容については、以下の内容をご参照ください。

○大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000130495.pdf>

# 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

## 1 名称

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

## 2 趣旨

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発症の低減を図るための対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる」、「できるだけ母乳で育てる」、「保護者等のたばこをやめる」ことにより乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の危険性を低くするというデータが得られている。

これらを踏まえ、平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成28年度においても同様に、11月の対策強化月間を中心として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図るものである。

なお、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群(SIDS)が発症する傾向が高いことから、発症の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

## 3 期日

平成28年11月1日（火）から平成28年11月30日（水）  
ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

## 4 主唱

厚生労働省

## 5 協力

健やか親子21推進協議会（別紙2）

## 6 平成28年度における実施方法

### (1) 厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」の内容の周知・普及並びに推奨すべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及びリーフレットの活用により全国的な普及啓発活動を展開する。(厚生労働省ホームページに掲載し、自由にダウンロードして活用いただく)
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等により、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動等を着実に実施する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するために、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し解剖を受けることを勧めることを依頼する。

### (2) 都道府県、政令市及び特別区

都道府県、政令市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

#### ① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施

- ・ 厚生労働省が作成した普及啓発用ポスター、リーフレットデザインを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
- ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。

#### ② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。

#### ③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

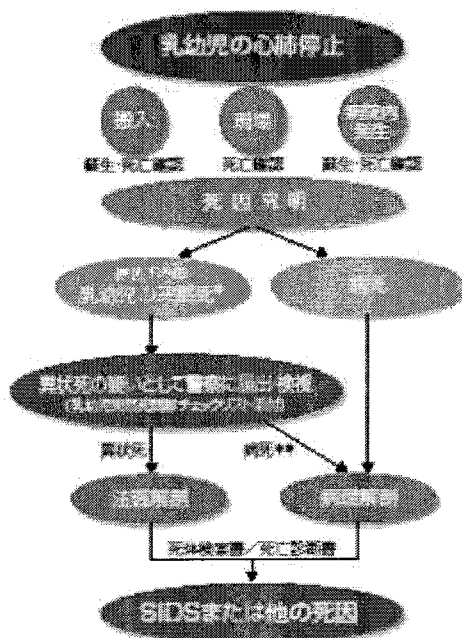
# 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第2版)

厚生労働省SIDS研究会 2012年(平成24年)10月

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids\\_guideline.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html)

- 定 義** それまでの健康状態および病歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定されない。原則として1歳未満の月に突然の死をもたらした症候群。
- 発生頻度** 主として睡眠中に発症し、日本での発症頻度はおおむね出生6,000~7,000人に1人と推定され、生後2ヵ月から8ヵ月に多く、稀には1歳以上で発症することがある。
- 診断** 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は病歴および死亡状況調査に基づいて行う。やむをえず解剖がなされない場合および死亡状況調査が実施されない場合は、診断が不可能である。従って、死亡診断書(死体検案書)の死因分類は「12.不詳」とする。
- 鑑 別** 原因不明の乳幼児の突然死と判断されたら、警察に届け出る。検視ののち法医学解剖あるいは病理解剖を行う。
- 鑑別診断** 乳幼児突然死症候群(SIDS)は除外診断ではなく一つの疾患単位であり、その診断のためには、乳幼児突然死症候群(SIDS)以外に突然の死をもたらす疾患および緊急や急病などの外因死との鑑別が必要である。診断分類は日本SIDS-乳幼児突然死予研学会の分類を参照する(表)。
- 鑑別チェックリスト** 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断に際しては「鑑別-チェックリスト」を死亡状況調査に活用する。

▶ 診断フローチャート図 ◀



\* 急死を認めるには高度な検死官による検死や解剖による死因を要す  
 \*\* 解剖がなされない場合は警察の不可避での死因は「12.不詳」とする。

## 解剖による診断分類

(日本SIDS-乳幼児突然死予研学会)  
<http://plaza.umin.ac.jp/sids/>

### I. 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

- ① 病歴や死亡状況調査で異常を認めないか、生前に危病を認める病歴が検出されない。警察に届け出を認めるものの死因は病歴ではない。
- ② 十分なSIDS-鑑別はできないものの死因とは断定できる1.病歴を要する。

### II. 既知の疾患による病死

病歴を要する基礎疾患を要する。

### III. 外因死

病歴において外因が検出される。

### IV. 分類不能の乳幼児突然死

- ① 病歴や死亡状況調査で異常を認めず、検死や解剖でも、病歴と外因死の鑑別ができない。
- ② 病歴や死亡状況調査が実施されず臨床経過や死亡状況調査から死因を特定できない。

# 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断のための問診・チェックリスト

厚生労働省SIDS研究会 2012年(平成24年)版

## カルテ保存用紙、法医・病理連絡用紙

医師氏名( )

\*このチェックリストは、SIDS診断のための疑問に行われることを目的としており、是非該当してください。

電話番号( )

\*母子手帳をお持ちの場合、ワクチン歴などは、母子手帳からの転写も可です。

記入日 年 月 日

発症年月日時	年 月 日 時 分	発症前生後日数の様子	
搬入年月日時	年 月 日 時 分	発症状況	①なし ②あり( )
死亡年月日時	年 月 日 時 分	発熱	①なし ②あり(max. ℃)
氏名(イニシャル)	姓・名	発熱	①なし ②あり( )
年齢・性別	歳 ヶ月 男・女	最近1ヵ月間のワクチン歴	
発症発見時の状況 (発熱(死亡)状況)		あり(同時接種 有 無) なし	
		ありの場合、各々のワクチン名と接種時期 (ワクチン名: ) (接種日: ) (ワクチン名: ) (接種日: )	
		出生体重・在胎週数	g 在胎 週 日
発症場所	①自宅 ②保育所 ③病院 ④その他( )	分娩中の異常	①なし ②あり( )
発症時の発見者	①母 ②父 ③保育士 ④その他( )	胎児	無 子 (母胎 人)
発症発見時の時刻	時 分(24時間法)	栄養方法(母乳)	①母乳 ②ミルク ③母乳食 ④普通食
最終経路確認時刻	時 分(24時間法)	分娩の経過中の健状	①健康 ②経過 ③普通
発症発見時の体位	①はい ②いいえ	発育発達の流れ	①なし ②あり( )
発熱時の体位	①あおむけ ②うつぶせ ③横向き	胎前産後の有無	①なし ②あり( )
発熱に達した時の体位	①あおむけ ②うつぶせ ③横向き	主な死因	①なし ②あり( )
検体の観察体位	①あおむけ ②うつぶせ ③その他( )	母親/父親の職業	母親 業 / 父親 業
検体の有無	①あおむけからうつぶせに自由に出来る (おおよそ生後 ヶ月頃より出来た) ②うつぶせからあおむけに自由に出来る (おおよそ生後 ヶ月頃より出来た) ③まだ検体は一人で出来ていなかった	母親の死因	①なし ②あり( 本/日)
発症発見から病院到着までの時刻	分	父親の死因	①なし ②あり( 本/日)
病院までの搬入手続	①救急車 ②自家用車 ③その他( )	原因SIDS又はSIDS疑い、原因不明のALTE(突発性死 症候群)の有無	①なし ②あり(SIDS・原因不明のALTE)
病院搬入時の状態		主な臨床検査データ	
呼吸停止	①なし ②あり( )	1. 血液・尿検査・その他 異常所見:	
心停止	①なし ②あり( )	2. 脳死判定の有無(脳死 診断 脳死 その他( )) 異常:有( ) 無( )	
外傷の有無	①なし ②あり( )	3. 骨折の有無 ①なし ②あり( ) 4. 原因不明の異常 ①なし ②あり( )	
鼻出血の有無	①なし ②あり( )	5. CT/MRIの有無 ①なし ②脳部 ③脳幹 ④脳脊髄 ⑤その他( )	
鼻血させた数	①なし ②あり( )	異常:有( ) 無( )	
その他の検定事項	( )	6. 心臓・心エコーの有無 異常:有( ) 無( )	
検体空気管内ミルク	①なし ②あり(多量・微量) ③あり(ありなし)	7. タンダムマスなどの代謝検査の有無:有(結果 ) 無( )	
血管内の血液	①なし ②あり(多量・微量)	8. 百日咳抗体( ) その他の抗体検査( )	
腸内チューブ吸引物	①なし ②あり( )	9. 腸管病キット(RNA/RNA/RNA/MPA/GAS/Agar) 陽性あり( ) なし( )	
主な治療	①酸素吸入( 時間) ②気管挿管 ③レスピレーター管理 ④その他	10. GPCR遺伝子検査の有無:有(結果 ) 不明( )	
		11. 死亡後細菌培養の有無:有(菌名、その他( )) 無( )	
		12. 検体検査(病理検査、血液、尿、髄液、小豆腫片、その他( ))	
		臨床診断(疑い)	
		検体採取および死亡診断書(検定書)の有無	①法医学解剖(司法・行政・承諾) ②病理解剖 ③解剖なし(不詳死) ※解剖がなされた場合は、死亡診断書の発行は(待機)とする。
		関係機関連絡の有無	①なし ②あり(死因、保健福祉、その他 )

この用紙をコピーしてカルテ保存用紙および法医・病理連絡用紙としてお使い下さい。

## 乳幼児突然死症候群（SIDS）診断のための問診・チェックリスト記入要領

### 【目的】

本問診・チェックリストはSIDSの診断がより適切に行われることを目的に作成されています。法医や病理の医師と議論・検討の上、SIDSをより適切に診断するために、SIDSの除外診断に必要な項目、解剖医に正確に臨床情報を伝達することを目的にした項目及び寝返りの状況やワクチン歴等SIDSとの関連を詳細分析することを目的にした項目からなっています。

### 【記入の手引き】

- 繁忙な救急現場で主担当医師が単独で問診聴取やチェックリスト記入を行うことは困難をきわめると予測されます。蘇生中をはじめとして、グリーンケア～診断後の対応の間に医療チームが分担して作成してください。
- 項目によっては必要な情報の母子健康手帳からの転載も可能ですので、母子健康手帳を利用ください。

### 【各項目の記入方法】

1. 発見年月日時は、異状事態を家族が発見した時間を記入してください。
2. 異状発見時の状況は、発見時の姿勢体位、衣類の状況、布団の状況や布団と身体との位置関係、ベッドの柵との位置関係、身体周囲の状況（吐物の有無などを含めて）、部屋の空調状況、などを聴取してください。
3. 発見場所のその他は「車の中」などとなります。
4. 発見者のその他は、「祖父母」「同胞」「近所の人」などとなります。
5. 異状発見時の時刻は、「6時40分」などできるだけ正確に記入してください。
6. 最終健康確認時刻は患児に異状を感じなかった最終時間、例えば最終哺乳時刻、「3時05分」と記入してください。
7. 発見時の添い寝は「同じ布団」でのことを指します。
8. 異常発見時及び最後に寝かせたときの体位。SIDSとうつぶせ寝の関連が指摘されている（出典<sup>1)</sup>）ため、除外診断及び必要に応じ詳細分析を行うための項目です。
9. 寝返りの有無で「自由にできる」は、「患児の意思で自由自在にできる」ことを意味しています。そのように自在に寝返ることができるようになったのがおおよそ生後何ヶ月頃だったのかも記入してください。この項目は、寝返りが自由自在に可能となる頃からSIDSの発症頻度は減少するとの報告（出典<sup>2)</sup>）があることから、自由自在の寝返りが可能な乳児における仰向け寝の必要性に関する詳細分析を必要に応じ行うために新たに加えています。
10. 病院までの搬入手段のその他は「徒歩」「タクシー」などを指します。
11. 病院搬入時の状態の窒息させた物は、患児の口腔気道から得られた物、例えば、「ナイロン袋」「包装袋」「離乳食材」などを意味します。
12. 主な治療の③レスピレーター管理の有無に関しては、法医・病理解剖における気道変化の評価に関して重要となりますので、救急室でも使用された場合には記入してください。

13. 異状発生数日前の様子、医療機関に受診していなくても、いつもと様子が異なっていた場合には記入してください。
14. 直近1ヵ月間のワクチン歴は接種ワクチンと接種年月日を記入してください。母子健康手帳から転載可能な場合は、ロット番号の転載もお願いします。一般にSIDSとワクチン接種との因果関係は否定されています（出典<sup>3)</sup>）。しかし、国内では十分検証されていないので、更なるエビデンスを必要に応じ検討するためにこの項目を新たに加えています。
15. 栄養方法（現在）はSIDSが原則1歳未満とされていることから、乳児の栄養法を中心に選択肢としています。現在の栄養方法（複数の場合には複数）を選択ください。
16. 普段の睡眠中の着衣は、欧米では着せ過ぎ（Over wrapping）が自律神経のアンバランスを来し、呼吸機能障害を起こしSIDS発症の誘因になるとされていることから尋ねています。
17. 基礎疾患の有無は、突然死を引き起こす可能性のある疾患を有している場合に記入ください。
18. 主な既往歴は、「RSV感染症」「尿路感染症」など入院治療を要するような疾患を書いてください。
19. 無呼吸やチアノーゼ発作の既往でありの場合、病名が不明の場合には不明と書いてください。
20. 喫煙本数は1~10本、10~20本、20~30本、30~40本などの大枠での記入が可能です。SIDSと喫煙の関連が指摘されています（出典<sup>4)</sup>）。
21. 主な臨床検査データでは、SIDSの除外診断のために必要な検査項目を列記しています。
  - ・死亡宣告までに行われた検査、さらに死亡後にも行われた検査は全て記入ください。（結果がまだ出ていない場合は「提出中」と記入してください。）
  - ・血液検査等で死後変化を含めて異常所見が多い場合には検査結果用紙を添付しても構いません。
  - ・骨折の有無、及び眼底検査は虐待（特に「虐待による頭部外傷[Abusive Head Trauma:AHT]」）を否定するために行ってください。
  - ・心電図検査（モニター波形での評価ではありません）は蘇生中~心拍再開後の検査を指しています。検査の有無を含め、異常（異状事態に直結する）を認めた場合に記入してください。
  - ・心エコー検査は蘇生中の検査を指しています。検査の有無を含め、異常（異状事態に直結する）を認めた場合に記入してください。
  - ・感染症の除外診断のために抗体検査及び迅速診断キットを行った場合に実施した検査名及び結果を記載してください。
  - ・百日咳抗体検査を行った場合は、検査に○を付けて、空欄に結果を記載してください。その他の抗体検査は、実施した検査名を空欄に記載し、陽性のものは、○を付けてください。）
  - ・迅速診断キットは施行された全ての検査に○を付けて、陽性ありの場合は、空欄に英略語を記入してください。なお、FluA/BはインフルエンザウイルスA/B、RSはRSウイルス、Rotaはロタウイルス、hMPはヒトメタニューモウイルス、GASは溶連菌、Norovirusはノロウイルスを示しています。

- ・ GER は胃食道逆流症を意味していますが、その診断を受けているかどうか尋ねています。
- ・ 保存検体は今後の除外診断のため、保存が望ましいものを列挙しています。保存可能検体に○をお付けください。

2 2. 検視結果は検視後の対応を記載してください。なお、承諾解剖は広義の行政解剖の1つですが、監察医による解剖（狭義の行政解剖）ではない場合を指します。監察医制度のある東京 23 区、大阪市、横浜市、名古屋市、神戸市以外の地区での法医による解剖は遺族の承諾が必要なために「承諾解剖」と呼称し法医解剖の中に包括され、病理解剖と識別されています。

2 3. 死亡診断書（検案書）において、法医解剖になった場合は「検案書」の作成となります。また、検視後、法医解剖が行われない場合（病理解剖が行われても肉眼的異常による死因が特定できない場合も）は、臨床診断にかかわらず、「不詳死（解剖なし）」と記載してください。

2 4. 関係機関の連絡の有無は、虐待などを疑った場合の関係機関への連絡の状況を記載します。

#### 【出典】

- 1) 厚生省心身障害研究「乳幼児死亡の防止に関する研究」（主任研究者 田中哲郎）平成 9 年度研究報告書、平成 10 年 3 月
- 2) Nahid Esaniet al : Apparent Life-Threatening Event and Sudden Infant Death Syndrome : Comparison of Risk Factors, J Pediatrics 2008 ; 152:365-70
- 3) R P. Wise et al : Postlicensure Safety Surveillance for 7-Valent Pneumococcal Conjugate Vaccine, JAMA 2004:292:1702-1710
- 4) 厚生省心身障害研究「乳幼児死亡の防止に関する研究」（主任研究者 田中哲郎）平成 9 年度研究報告書、平成 10 年 3 月

平成 24 年 10 月 厚生労働科学研究

「乳幼児突然死症候群(SIDS)および乳幼児突発性危急事態(ALTE)の病態解明および予防法開発に向けた複数領域専門家による統合的研究」  
(研究代表者：戸苅 創 名古屋市立大学長)



## 健やか親子 2 1 推進協議会参加団体

NPO 法人 SIDS 家族の会  
 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会  
 公益社団法人 国民健康保険中央会  
 日本子ども健康科学会(子どもの心・体と環境を考える会)  
 NPO 法人 児童虐待防止協会  
 公益財団法人 性の健康医学財団  
 全国児童相談所長会  
 全国児童心理司会  
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
 全国情緒障害児短期治療施設協議会  
 公益社団法人 全国助産師教育協議会  
 公益社団法人 全国保育サービス協会  
 全国保健所長会  
 全国保健師長会  
 全国養護教諭連絡協議会  
 NPO 法人 難病のこども支援全国ネットワーク  
 公益社団法人 日本医師会  
 公益社団法人 日本栄養士会  
 一般社団法人 日本家族計画協会  
 公益財団法人 日本学校保健会  
 公益社団法人 日本看護協会  
 日本公衆衛生学会  
 公益社団法人 日本産科婦人科学会  
 公益社団法人 日本歯科医師会  
 日本思春期学会  
 一般社団法人 日本児童青年精神医学会  
 公益社団法人 日本小児科医会  
 公益社団法人 日本小児科学会  
 一般社団法人 日本小児看護学会  
 日本小児救急医学会  
 公益社団法人 日本小児保健協会  
 一般社団法人 日本助産学会  
 公益社団法人 日本助産師会  
 一般社団法人 日本性感染症学会  
 日本赤十字社  
 日本タッチケア協会  
 一般社団法人 日本保育園保健協議会  
 社会福祉法人 日本保育協会  
 公益社団法人 日本母性衛生学会  
 公益社団法人 日本産婦人科医会  
 一般社団法人 日本母乳の会  
 公益社団法人 日本薬剤師会  
 公益社団法人 日本理学療法士協会  
 公益財団法人 母子衛生研究会  
 公益社団法人 母子保健推進会議  
 一般社団法人 日本小児歯科学会  
 日本小児総合医療施設協議会  
 一般社団法人 日本周産期・新生児医学会  
 一般社団法人 日本学校保健学会  
 一般社団法人 日本小児神経学会  
 一般財団法人 日本食生活協会  
 一般社団法人 全国病児保育協議会  
 性と健康を考える女性専門家の会  
 日本外来小児科学会  
 日本糖尿病・妊娠学会  
 日本母乳哺育学会 一般社団法人  
 公益社団法人 日本女医会  
 公益社団法人 日本産業衛生学会  
 NPO 法人 日本小児循環器学会  
 一般社団法人 日本泌尿器科学会  
 一般社団法人 日本臨床心理士会  
 全国母子保健推進員等連絡協議会  
 一般財団法人 児童健全育成推進財団  
 すくすく子育て研究会  
 健康日本21推進フォーラム  
 公益財団法人 母子健康協会  
 日本生殖看護学会  
 FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会  
 公益財団法人 健康・体力づくり事業財団  
 U-COM (JFPA 若者委員会)  
 日本 SIDS・乳幼児突然死予防学会  
 一般社団法人 日本新生児成育医学会  
 社会福祉法人 全社協・全国乳児福祉協議会  
 社会福祉法人 全社協・全国児童養護施設協議会  
 社会福祉法人 全社協・全国母子生活支援施設協議会  
 社会福祉法人 全社協・全国保育協議会  
 社会福祉法人 全社協・全国保育士会  
 日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会  
 日本育療学会  
 一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
 NPO 法人 日本小児外科学会  
 日本母子看護学会  
 NPO 法人 日本ラクテーション・コンサルタント協会  
 子ども療育支援協会  
 電磁界情報センター

(85団体)

平成 28 年 10 月 24 日

**0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！**  
— 家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています —

0 歳児における不慮の事故死の中では、窒息によるものが占める割合が高く、特に就寝時の窒息死事故が多数起きています。

1. 消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を入手・分析したところ、平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間で、0 歳児の就寝時の窒息死事故が、160 件（不慮の事故死全体（502 件）の 32%）確認されました。
2. 窒息事故の防止のため、できるだけベビーベッドを使用し、子供が払いのけられる子供用の軽い掛け布団や、顔が埋まらない固めの敷き布団や枕を使うなどの注意が必要です。また、1 歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせましょう。

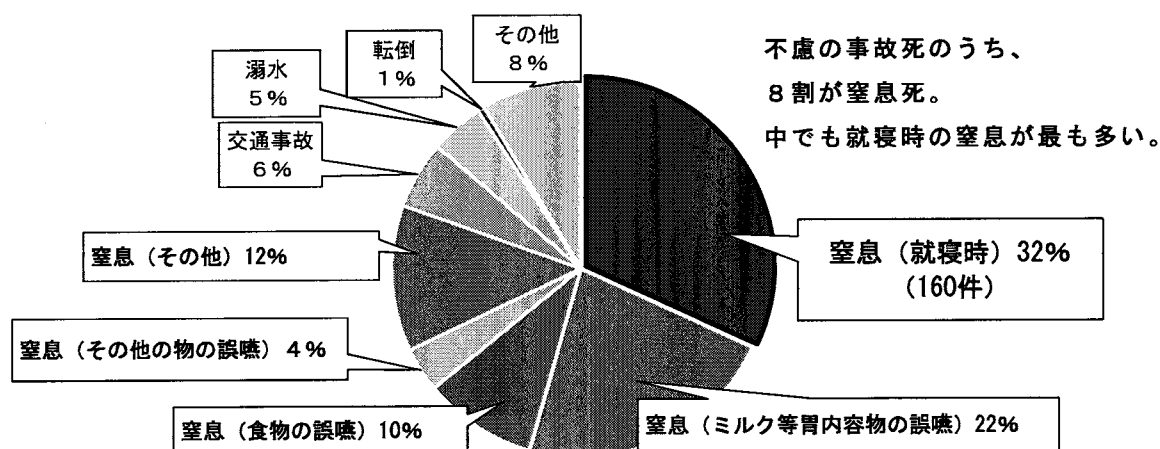
※なお、子供が事故や窒息ではなく原因不明で突然死亡してしまう、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）という病気があります。厚生労働省によると、あお向けに寝かせることで、SIDS の発症率が低くなるというデータもあります。

1. 事故情報

(1) 就寝時の窒息死事故の発生件数

消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報（平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間分）を入手・分析したところ、0 歳児の就寝時の窒息死事故が 160 件（不慮の事故死全体（502 件）※1 の 32%）確認されました。そのほとんどが家庭内で発生しています。

図 1：0 歳児の不慮の事故死の原因



※1. 地震などの自然災害を原因とするものを除く。

## (2) 事故の状況

0歳児の就寝時の窒息死事故の状況は、次のとおりです。

図2：0歳児の就寝時の窒息死事故の状況

事故の状況	件数
顔がマットレスなどに埋まる	33 件
掛け布団等の寝具が顔を覆う・首に巻き付く	17 件
ベッドと壁の隙間などに挟まれる	13 件
ベッドからの転落に起因する窒息	7 件
家族の身体の一部で圧迫される	5 件
ベッド上の衣類やクッション等で顔を覆われる	4 件
その他、詳細不明	81 件
計	160 件

## 2. 消費者の皆様への注意喚起

0歳児に多い就寝時の窒息事故のリスク低減のためには、首すわり、寝返り、お座りといった発達状態に応じた特徴に配慮した寝具の利用や就寝の仕方に注意が必要です。

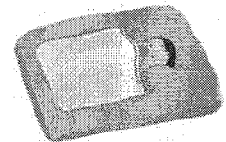
### 【具体的な注意ポイント】

① 大人用ベッドではなく、できるだけベビーベッドに寝かせ、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSC マークが貼付されたベビーベッドを選びましょう。また、子供は日々成長し、できることが増えるため、動かないだろうと油断せずに、柵は常に上げておきましょう。 ※後述の<参考>(1)、(2)参照。

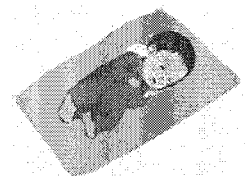
② 子供用の軽い掛け布団を使用し、敷き布団やマットレス、枕は、子供用に固めの物を使用しましょう。

掛け布団は、子供が払いのけられる軽いものを使用し、顔に被らないようにしましょう。また、ふかふかした柔らかい敷き布団やマットレス、枕は、うつぶせになった場合に、顔が埋まってしまう、鼻や口が塞がれて窒息するリスクがあります。



③ 寝ている子供の顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いてしまったりする物は置かないようにしましょう。

子供は、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。このため、枕、タオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどが口や鼻を覆ったり、紐などが首に巻き付いたりしてしまうリスクがあります。



④ 寝室には、子供の頭や顔が挟まってしまいう隙間をなくしましょう。

子供は寝ている間に動き回り、ベッドと壁の隙間などに挟まってしまい、窒息や思わぬ怪我をするリスクがあるため、周囲の隙間をなくしましょう。ベビーベッドの場合は、柵とマットレスや敷き布団の隙間をなくしましょう。

⑤ 1歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせましょう。

うつぶせは、窒息のリスクがあります。また、子供は寝返りをするので、あお向けで寝かしつけても上記①～④のような注意は必要です。

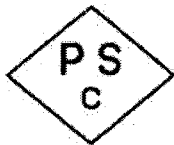
⑥ 添い寝をしたまま寝込んでしまい、保護者の身体の一部で子供を圧迫してしまわないように注意しましょう。

保護者が寝かしつけの時に、添い寝をすることがあると思いますが、意図せず寝込んでしまい、子供を身体で圧迫してしまわないように注意が必要です。

<参 考>

(1) 国内のベビーベッドの安全基準について

ベビーベッドは、国が定めた安全基準に適合していることを示す表示、「PSC マーク」を付した製品でなければ、国内で販売できません。ベビーベッドに「PSC マーク」の表示があるか確認しましょう。



PSC マークは Product (製品)、Safety (安全)、Consumer (消費者) を表し、国の定めた安全基準検査に合格した製品に付いています。対象製品には、製造又は輸入業者に国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特定製品」と、その中で更に第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」があります。特別特定製品には乳幼児用ベッドも指定されています。

(2) 欧州連合 (EU) の子供の寝具利用に関する注意喚起

欧州連合 (EU) が発行する「EU Child Product Safety Guide」では、子供の大人用ベッドの利用について、注意喚起を行っています。

(以下は、消費者庁で仮訳し、編集したものです。)

1) 大人用ベッドの危険性

- ・ ベッドと壁の間、又はベッドと他の物との間へ挟まれる。
- ・ 大人用ベッドからの転落。
- ・ 大人用ベッドから、衣類やプラスチック袋などの柔らかい物に転落し窒息。
- ・ 柔らかい寝具やウォーターベッドによる窒息。子供が沈みこんでしまうため、うつぶせで寝ていると、頭を持ち上げることが出来ない。
- ・ 一緒に寝ている人の身体や、ベッド上の毛布や枕により、頭、喉、腹部が挟まれる。 など

2) 大人用ベッドを安全に利用するために

- ・ 2歳未満の子供を大人用ベッドに1人にしない。また、常に、うつぶせではなくあお向けに寝かせる。
- ・ 世話をする人が大人用ベッドに子供と一緒にいる場合は、窒息の原因となり得る柔らかい毛布や枕は置かない。 など

(3) 平成28年11月の乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間について

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡してしまう病気です。死に至る原因が分からない病気で、窒息などの事故とは異なります。平成27年度には96名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因の第3位となっています。

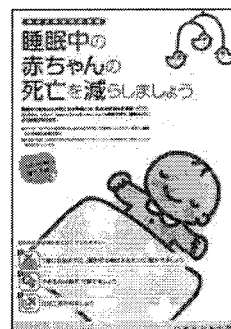
厚生労働省は、平成11年度から、毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。

厚生労働省によると、SIDSの予防方法は確立していませんが、1歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

厚生労働省ホームページ

11月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)」の対策強化月間です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140459.html>



本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 吉村、白石、小林

TEL : 03(3507)9200 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

・全国保育協議会 会員の実態調査 2016 ご協力のお願い（再依頼）…………… 1

## 全国保育協議会 会員の実態調査 2016 ご協力のお願い（再依頼）

本会の事業推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。全国保育協議会では、「全国保育協議会 会員の実態調査 2016」を会報『ぜんほきょう』9月号に同封し、施設種別・公私立を問わず、すべての会員施設に回答へのご協力をお願いしたところ です。

ご回答の締め切りを平成 28 年 11 月 30 日（水）とさせていただいておりますが、11 月 4 日（金）時点の段階で約 16%（約 3,400 会員）の回答率となっております。

「子ども・子育て支援新制度」の施行から 1 年半が経過し、保育をめぐる状況が大きく変化するなか、保育施設の正確な実態を踏まえた信憑性のあるデータに基づく意見表明や提言が、今後の子ども・子育て環境の一層の改善にむけて、大変重要なものとなっております。

つきましては、まだご回答いただいていない会員施設におかれましては、会報 9 月号に同封しました調査票にて、ご回答にご協力賜りたく存じます。

すでにご回答いただいている会員におかれましては、ご容赦のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### ◆ご記入内容の取り扱いについて

ご記入いただいた内容は統計的に処理し、市町村名、施設名、記入者名、電話番号、回答内容などを個別に公表することは一切ありません。なお、本調査の集計は、みずほ情報総研株式会社 に委託して行います。

### ◆調査票を紛失された場合

全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/>) よりダウンロードができますので、ご利用ください（ダウンロードの際のパスワードは『zenhokyo2016』です）。

### ◆【調査の内容に関するお問い合わせ】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 担当：古川、小曾根、新屋  
TEL. 03-5281-5276（月～金曜日、9時半～17時半）FAX. 03-5281-5443

### ◆【調査の趣旨・目的に関するお問い合わせ】

全国保育協議会事務局 担当：荒井、山本  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL. 03-3581-6503（月～金曜日、9時半～17時半）FAX. 03-3581-6509

### ◆返送先：みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

「全国保育協議会 会員の実態調査 2016 アンケート」担当行  
〒101-8795 東京都千代田区神田錦町 2-3 竹橋スクエア 8 階

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・ 職場定着支援助成金（平成 28 年度第 2 次補正予算）について  
～平成 28 年 10 月 19 日から、保育事業を営む事業主への助成を拡充～…………… 1
- ・ 放課後児童健全育成事業にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）が発出…………… 3

## 職場定着支援助成金（平成 28 年度第二次補正予算）について ～平成 28 年 10 月 19 日から、保育事業を営む事業主への助成を拡充～

事業主が、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主）のみ）の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保を図る場合に助成される「職場定着支援助成金」が、平成 28 年 10 月 19 日から拡充され、「保育事業を営む事業主」が新たに助成対象となりました。

平成 28 年 10 月 19 日に成立した平成 28 年度第二次補正予算（厚生労働省）の制度要求の項目、「保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充」がこれにあたります。

助成金の概要は以下の通りです。助成の申請にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載されている『パンフレット「職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内」』をご参照ください。

**※お問い合わせについては、各都道府県労働局宛にご連絡ください。**

【都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

## 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内【抜粋】

### 助成金の概要

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器等を導入した場合や、保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

## I 雇用管理制度助成

事業主が、新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施を行った場合に**制度導入助成（1制度につき10万円）**を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下\*<sub>1</sub>が図られた場合に**目標達成助成（60万円）**を支給します。

制度導入助成		目標達成助成
イ. 評価・処遇制度	10万円	60万円
ロ. 研修制度	10万円	
ハ. 健康づくり制度	10万円	
ニ. メンター制度	10万円	
ホ. 短時間正社員制度※	10万円	

※ 平成28年10月19日から短時間正社員制度（保育事業主のみ）も対象になりました。

\*<sub>1</sub> 低下させる離職率ポイントの目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模に応じて変わります（5段階に区分）。

雇用保険一般被保険者 人数規模区分	1～9人	10～ 29人	30～ 99人	100～ 299人	300人 以上
低下させる離職率	15%	10%	7%	5%	3%

## II ～略～

## III 保育労働者雇用管理制度助成

保育事業主が、保育労働者の職場への定着の促進に資する**賃金制度の整備**（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合\*<sub>2</sub>、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（60万円）**を、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（90万円）**を支給します。

制度整備助成	目標達成助成（第1回）	目標達成助成（第2回）
50万円	60万円	90万円

※ 平成28年10月19日から保育労働者雇用管理制度助成を新設しました。

\*<sub>2</sub> 目標達成は、評価時離職率を目標値以上に低下させるとともに、評価時離職率が1年経過後の第1回は**30%以下**、3年経過後の第2回は**20%以下**となる必要があります。

○パンフレット「職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内」

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 > 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/teityaku\\_kobetsu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu.html)

○職場定着支援助成金（個別企業助成コース）各様式 ダウンロードページ

同 > 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）各様式ダウンロード

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/teityaku\\_kobetsu\\_youshiki.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu_youshiki.html)

○お問い合わせ先【都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧】

厚生労働省ホーム > 厚生労働省について > 所在地案内 > 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



## 放課後児童健全育成事業にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）が発出

平成 28 年 11 月 9 日付、放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金）にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）が、内閣府ホームページに掲載されました。

Q&A では、以下の 3 項目について示されています。

番号	質問内容	回答
1	放課後児童クラブが被害に遭い、震災発生後に開所できなかった日がある場合、交付金の算定はどのように行えばよいか。	交付金の算定に当たっては、開所できなかった日があった場合でも、もともと開所の予定があり、被災によりやむを得ず開所ができなかったものについては、開所したものとして交付金を算定して差し支えない。
2	被災による避難等により登録児童数が減った場合、交付金の算定に当たっては、当該児童を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めずに算定するのか。	被災により登録児童数が減ったクラブの交付金の算定に当たっては、被災による避難等の影響により、国庫補助額が減額とならないよう取り扱って差し支えない。 具体的には、 ①児童数の減を勘案すると国庫補助額が従前より減額となる場合…減少した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に勘案せずに算定 ②児童数の減を勘案すると国庫補助額が従前より増額となる場合…減少した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に勘案して算定
3	被災地からの避難児童を受け入れたことにより、登録児童数が増えた場合、交付金の算定に当たっては、当該児童を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めて算定するのか。	被災地からの避難児童を受け入れたことにより、登録児童数が増えたクラブの交付金の算定に当たっては、被災による避難等の影響により、国庫補助額が減額とならないよう取り扱って差し支えない。 具体的には、 ①児童数の増を勘案すると国庫補助額が従前より減額となる場合…受入れにより増加した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めずに算定 ②児童数の増を勘案すると国庫補助額が従前より増額となる場合…受入れにより増加した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めて算定なお、利用定員を超えて、被災地からの避難児童を受け入れることについては、利用者の支援に支障が生じない範囲においては、柔軟に取り扱って差し支えない。

○放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金）にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・改正社会福祉法の施行に伴う政省令の公布及び関連通知等が発出…………… 1
- ・**予告**社会福祉法人制度改革 対応チェックリスト及び関係資料集の作成と配布を予定…… 2

## 改正社会福祉法の施行に伴う政省令の公布 及び関連通知等が発出

平成 28 年 11 月 11 日、厚生労働省は、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）」を発出し、併せて以下の通知・事務連絡を発出しました。

### 【平成 28 年 11 月 11 日発出通知】

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について
- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例）
- ・【参考 1】社会福祉法人定款例（平成 28 年 6 月 20 日付け事務連絡案からの変更点）
- ・【参考 2】社会福祉法人定款例（Word ファイル）
- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査要領）
- ・「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

### 【平成 28 年 11 月 11 日発出事務連絡】

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ の改訂について

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

平成 28 年 10 月 28 日に示された「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案（本ニュースNo.16-36 で既報）が、パブリックコメントを経て発出されたものです。

通知と併せて発出された事務連絡では、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する FAQ の改訂や、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱い」、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）」が新たに示されています。

また、発出された通知に掲載の社会福祉法人定款例については、Word 形式のデータが上記リンク先の URL からダウンロードすることができます。

なお、社会福祉充実計画の策定の前提となる「社会福祉充実残額の算定」については、12 月中に厚生労働省からあらためて示される予定です。

## **予告** 社会福祉法人制度改革 対応チェックリスト 及び 関係資料集 の作成と配布を予定

全国保育協議会では、平成 28 年 11 月 11 日に示された、改正社会福祉法に係る政省令等の内容をふまえ、平成 29 年 4 月 1 日の本格施行に向けて求められる対応を、「社会福祉法人制度改革 対応チェックリスト」（以下、チェックリスト）として整理するとともに、主要な政省令の内容を網羅した「社会福祉法人制度改革 関係資料集」（以下、関係資料集）を、会報「ぜんほきょう」12 月号の同封付録として、社会福祉法人立の会員各位に向けて、発送いたします。

チェックリスト及び関係資料集は、全保協ホームページ「保育制度関係資料」に 12 月 1 日を目途に掲載いたします。<http://www.zenhokyo.gr.jp/hoikuseido/hoikusiryo.html>

今後の各法人での対応を進めるにあたって、ご活用ください。